
平成24年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成24年6月8日 (金曜日)

議事日程(2)

平成24年6月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 松田義春 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

第1に、国道495号線と町内の通学路の整備について伺います。

4月23日、京都府亀岡市で集団登校の児童の列に車が突っ込み、児童や保護者など10人が死傷するという痛ましい事故が起きました。その後、千葉県館山市、愛知県岡崎市、茨城県桜川市など、同様の事故が相次いでいます。父母の間から、通学路や歩道についての不安や対策を求める声が広がっています。そこで、次の点を伺います。

1、通学路における重大事故が多発していますが、通学路の状況確認と総点検は行われたのでしょうか。

2、2010年3月議会で、国道495号線の歩道の未整備箇所について質問を行いましたが、その後国と県との協議がなされたのでしょうか。

3点目に、芦屋橋から下流、右岸側に現在国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川芦屋地区環境整備工事」を進行していますが、この護岸の上の国道の約165メートルは歩道の整備がされていませんが、町として整備する考えはないのかを伺います。

第2に、学校給食センターについて伺います。

給食センターは昭和46年に建設され、41年が経過し、建屋や厨房は老朽化が進み、設備は床を濡らすウエット方式となっています。文部科学省が堺市の給食での集団食中毒を受けて、平成9年に学校給食の衛生管理基準を定め、ウエット方式からドライ方式に変えていくよう指針を出しています。

芦屋町におきましても、安全な給食を提供するために早急に新給食センターを建設することが求められています。そこで、新給食センターの建設に当たって、次の点を伺います。

新しい給食センターの調理部門の経営形態はどのようになるのか。

2、現在の給食センターの調理部門が民間委託され、これは3年となっていますが、5年が正解です。5年がたちましたが、食育の安心安全の確保や地産地消の取り組みについてどう評価されているのか。

3、生徒にとってよりよい学校給食を実施するために、民間委託についての評価委員会を設置し、検証を行うことが必要と考えるが、いかがでしょうか。

4、給食センターの建替えを契機に、調理部門の民間委託を直営に戻す考えはないのか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、国道495号線及び町内通学路の整備について、要旨1、重大事故が多発しているが、通学路の状況確認と総点検は行われたのかについてお答えします。

県教育庁教育振興部から登下校時における幼児・児童生徒の安全確保についての通知があり、通学路の安全確保に関する状況調査として、安全点検の実施者、実施方法、危険箇所等の問題点など、8項目について回答するように指示があったことから、各小中学校においては、先生が保護者の方と一緒に通学路を実際に歩いて点検を行っております。

また、県と町の道路管理者も警察からの指示により別途通学路の点検を行っております。

学校及び道路管理者が点検した通学路の中から、特に危険と思われる箇所について、警察、県と町の道路管理者及び教育委員会の四者立ち会いによる合同緊急点検を、5月29日に実施しております。

このときに、警察からは歩行者を守るため、外側線を広くしたり、一部カラー舗装化などの指示がっております。特に、危険な通学路として学校、道路管理者の両方から上がっていた入江文具店から旧遠信の通学路については、この道路と遠賀川の間にある導流堤への通学路変更も考えておりましたが、2回行った地元説明会で、人が歩き、自転車が通ることについての同意を得ることができませんでした。今後も地元との協議を続けたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、要旨2についてお答えいたします。

国道495号線の歩道の未整備箇所についてですが、この件につきましては、国道、県道と町道との振替と合わせた中で、北九州県土整備事務所と協議を行っておりますが、県土整備事務所としましては、既存の道路幅員ではガードレール設置などにより、車道幅員を狭くするような道路改良はできないとの回答をいただいております。

しかしながら、昨今通学路における交通事故が多発していることから、先月末に折尾署、県土整備事務所と一緒に危険箇所の緊急点検を行っております。

その際に、折尾署の方から外側線の引き直し及びカラー舗装による路面表示により、安全対策を図るように指示を受けた箇所が数カ所ございます。

具体的に申しますと、山鹿側では山鹿小学校前信号機から丸八商店前を通過して遠賀川にぶつかるまでの間の両側、それと、県道水巻芦屋線になりますが、須子病院前道路の片側、芦屋側では芦屋橋左岸側信号機の安部自転車側から岡湊神社前歩道までの間の片側、この箇所につきましては、一部県道直方芦屋線が含まれております。

それに、高浜町児童公園、一一SL公園でございますが、そちらから芦屋東小学校手前の鶴松団地バス停歩道までの間の片側、この4カ所について外側線の引き直し及びカラー舗装による路面表示の指示を受けております。

また、浜口県営住宅前から大城側への道路ですが、現在県土整備事務所が道路改良工事の設計を行っておりますが、安全な歩道幅員を確保するために、県営住宅前

の芦屋基地用地の一部を取得したいということで、芦屋基地と何度か協議を行っており、県土整備事務所に確認をしたところ、用地を取得する方向で進展中と聞いております。

したがいまして、用地の話が片づき次第、道路の拡幅工事が実施されるものと考えております。

要旨2については、以上でございます。

次に、要旨3についてお答えします。

芦屋橋から下流右岸側の国道495号線については県の管理であり、町として整備はできませんが、県土整備事務所に確認をしたところ、今回の国土交通省による水辺整備事業にあわせての歩道整備は、考えていないという回答でございました。

芦屋町としましては、現況道路幅員が狭く、歩道も確保されていないということで、町道との振替の中で歩道の確保についても協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、学校給食センターについて、要旨1から4まで順次お答えします。

まず、要旨1に対する答えですが、今の給食センターと同じ民間委託を考えております。

次に、要旨2についてお答えします。

平成19年度から民間委託を初め、今回で2社目ということになります。今の会社は、前の会社に比べ年間約500万円安くなっていますが、子どもたちに安全安心な給食を提供するという観点から、異物の混入、食中毒等にならないように十分な注意を払い、業務を行うように指導しております。

また、地産地消につきましては、平成18年2月から給食センターがJAを通じてできる限り地元農家の野菜を購入しております。地元産品を使用することで、新鮮で安全な食材を供することができるのと同時に、子どもたちには食前に放送を通じ、生産者の紹介等をするなど、感謝の心や地元のすばらしさを伝えることで、地産地消のよさを体感させられると評価しています。

次に、要旨3について。

給食センターには、小中学校の校長、給食担当の先生、PTA代表の方などがメンバーとなっている芦屋町学校給食センター運営審議委員会があり、給食センターの運営に関する重要な事項を審議し、教育委員会に助言をしております。このため、現段階では民間委託した業者の運営等を評価するような委員会の設置は考えておりません。

次に、要旨4についてお答えいたします。

今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず、それでは通学路の問題について2回目の質問をいたします。

点検を行われたということで、中心的には入江文具店前の道路の問題が指摘され

ましたが、ほかにもその点検の中で通学路について問題点があった箇所があるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

通学路につきましては、学校からの報告によりましては、横断歩道があっても歩道の中に街路樹があるといつて、その歩道が狭くなつてるとか、そういったような箇所が二、三カ所別途挙がってきてます。

今回、警察と合同点検をした箇所につきましては、警察のほうで条件設定されて、歩道がない道路で危険と思われる箇所について緊急点検を行うということでございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。それでは今いろいろな点が先ほど言われましたが、そういったことをいつまで行うのかという、そういったことについても論議はされたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

警察との合同会議の中で、今回はまず緊急的に点検して、早急な対策をしよう。まず、子どもが危ないと思われる箇所について整備していこうということから行われた点検でございます。

なお、そのほかの危険と思われる箇所につきましても、今後随時通学路の状況等を勘案しながら、整備等に努めていくというような指示がっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回の点検だけではなく、やはりそれを日常的に使用されている住民や父母の方、そういった方からもいろんな要望も出てくると思います。やはり安全安心を確保するという点になれば、ハード面で見ればガードレールの設置とか、また横断歩道、歩行者用信号、そして先ほども言われたような歩車道の分離というのも、最も大事なものになってます。

また、カーブミラーの設置、一方通行区域の設定、そして時間帯制限を設けるとか、そういったいろんなことがハードの面でもできることがあると思いますので、そういったものもやっぱり今後検討していただきたい。

それと、ソフトの面からいいますと、地域、学校の安全指導員の配置とか、また子ども安全ボランティアの育成、こういったことが必要になってくると思いますので、ぜひそういった点にも力を入れていただきたいというふうに思います。

今回の点検により、問題点の発覚した箇所については早急に整備を行うという、こういったことを強く求めるものです。

続きまして、次にこの間、町長も芦屋町では安心安全なまちづくりを目標に掲げ

るということを言っていますが、それでは先ほど言われた具体的に芦屋橋の西側、中ノ浜ですね。から旧遠信、遠賀信用金庫前の通学路の問題です。

これは、言われましたように導流堤を通学路とするということで、一定の手を加えたわけなんですけど、なかなか地元の住民の同意がとれないということです。これは、歴史的な背景もあるということで、住民が強く反発してるということを聞いておりますが、この問題については、やはり私も一般質問でしましたが、そういったことになればいいなというふうに当時は考えてまいりました。ぜひ住民との話し合いを粘り強く継続的に行っていただきたい、そういったことが必要だというふうに感じております。

ただ、問題はこれがいつ話がまとまるかということは、具体的にはなりません。そういった中で、その間の安全性を確保するために対策はどうするのかということ、ここでお聞きしたいと思います。

例えば、今言われましたように、車道と歩道の色分けをする問題とか、そういったことをするだけでも相当の安全性の確保ができてきます。また、住民から出てきた点では、通学路の変更ということも言われています。これは、芦屋町の交差点から役場前を通って中学校に抜けるという、そういったことを通学路にしてはどうかという、こういった提案も出ております。

それからまた、今度の通学路の事故が起こり、全国的にも多発してるということで、今警察庁のほうでゾーン30ということをご提案しまして、これはその区切られた地域を30キロにするという、30キロ制限を行うという、そういったことがやられています。

こういったことは、ヨーロッパでは広がっており、これによって効果が上げられたということになってますんで、芦屋町を見ますと、芦屋町町内ほとんど全域が通学路に指定されるような状況になってます。そういった点では、警察や住民とも協議しながら、芦屋町内をゾーン30の区域にするという、そういったことも考えられると思いますが、そのようなことを対策についてどのようにお考えなのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今ご指摘の点、一つは導流堤の話もありますけども、これにつきましては、本当にいろんなところからなぜかっていうお話は出ていますのでございます。地域の方々のご了解を得られないということで、私も出席させていただきまして、継続してよろしく願いますということで終わってるところでございますが、ぜひまたそのお話し合い続けさせていただきたい、そういうことをお願いしたいというふうに思っております。

その間のどうするかっていう話ですが、今の芦屋橋から旧遠信までのあの区間、去年までは佐々木校長がずっと橋のほうに立って子どもたちの指導をしておりました。今は、補導教員の石松というのが遠信の前に立っておりまして、毎朝立って指導しております。

私たちとしましては、子どもたちに交通ルールをしっかり守れ、特に、あのあたりは非常に危険でございますので、広がらないとか、左側を通んなさいとかいうことの指導を徹底する以外に、ちょっと手はないと思っております。幸い子どもたちは今ヘルメットをきちっとかぶって通学をしておりますけれども、さらにその指

導を強めていって、事故の起こらないようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほどの芦屋橋を渡ってから旧遠信前までの件でございますが、以前も県道でございますので、町道の道路管理者としまして外側線ですね、人が通るところを広げていただきたいという話はしておりましたけども、そのときは車道幅員をいじられないというところで、できないという回答をいただいておりますけども、今回の折尾警察署との現地調査の中で、直接入江文具店前側を少し広げてでもという話がございます、さらに中学校の坂で色分けしておりますグリーンですね、あの色を路面表示するよという直接指示をいただいておりますので、県のほうもその辺は考えてやってくれるものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく生徒の安全を確保するために、できることは早急に関係各所と連絡を取り、実現させていってもらいたいというふうに思います。

それで、続いて495号線の歩道の整備の問題ですが、今の答弁の中では、浜口県営住宅の前からの部分については、芦屋基地の用地を取得して歩道を建設するという、そういった内容だと思っておりますが、ぜひそれは早急を実現していただいて、またほかの地域にもついて、前回のときには7つの区間を指摘しました。この区間についても、今後国道と町道との振替えの問題なんかもあると思っておりますので、ぜひ実現できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、山鹿の西遠賀側口のところの現在の工事中のところですが、ここについては、先ほどの答弁の中ではカラー舗装については、丸八前のところのことがカラー舗装が挙げられてましたが、この部分についてもカラー舗装ということは考えられてるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほど申しましたカラー舗装についてですけども、通学路の関係で折尾署のほうと一緒に現地視察しておりますので、通学路の範囲の中からちょっとはずれておりましたので、そこまでの話は上がってはおりませんので、今後その件につきましても、協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひカラー舗装も含め、そしてまた歩道の設置、こういったものを最終的には求めて、交渉をしていただきたいというふうに思います。

それと、続きましてこの遠賀川芦屋地区環境整備工事の部分についてなんですけど、今回福岡県の地域防災計画が見直されております。これによって、津波の高さ、

そういった部分についても変更があり、たしか3.5ぐらいに上がったんじゃないかなと聞いてますけど、そういった点で今行われている個々についての工事が行われている箇所についての津波対策、こういったものは今後どのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

津波対策につきましては、遠賀川の河口からというところであるんですけども、例えば議員が言われたように、県のほうでそういった見直しの基礎的な資料といたしますか、そういったのが今大体公表されております。

ただ、芦屋町は現在つくってます津波のそういった状況と、若干内容的な推計がちょっと違うものですから、水量等については、今後地域防災計画を見直す中で検討してまいりたいと思っておりますけれども、全般的にそういうことを参考にしながら、防災計画に当たりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後福岡県の地域防災計画も具体化されていくと思しますので、この地域防災計画に沿って、災害に強いまちづくり、それを進めると同時に、そして社会的弱者に安心・安全な道路整備を推し進めることを強く求めて、この問題についての質問を終わります。

続きまして、学校給食について伺います。

現在、学校給食は芦屋町の教育委員会が責任を持って、おいしくて安心・安全な給食を提供しようと日夜努力されています。そういったことについて、皆さん方の努力に敬意はするわけなんですけど、ただ今現在行っている給食の民間委託、これについて問題はないのかということ、私は提起したいと思えます。

まず第1に、評価委員会については、現在学校の給食運営協議会ですか、そういったものがあるので、それについては検討しないということ言ってます。

しかし、今全国的にも民間委託をしたところには、いろんな問題点が出ているということで、こういったこと、評価委員会を設置していく自治体がふえてます。これは、教育委員会、この評価委員会、またはそういったものを設置して、委員は公募を含めて選出して、そして食の内容がおいしいとかおいしくないとか、そういったレベルだけではなく、食材は安全なのか、また、冷凍食品や輸入食材は使われていないのか、アレルギー食の対応はどういうふうになっているのか、調理員の労働条件、賃金は適正なのか、こういったすべてのことを含めて、民間委託が教育の場にふさわしいものになっているのかというこういったこと、また学校給食法を遵守されているのかという、こういったことを検証するために評価委員会を設置するということになっています。

ぜひ私はこういった評価委員会を設置することは、学校給食を学校給食法にのっとりやっていくという点では、必要最低限の条件だというふうに思います。そういった点で、今後こういった評価委員会を全国の例にもなっていて、ぜひつくることを望むものですが、このことについて再度今後こういった考え方はないのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当委員会は、PTA代表、校長、学校の給食主任及び教育長の11名で構成されており、給食センターの運営に関する重要な事項について審議をして、教育委員会に助言することになってはいますが、給食に関する問題があれば、その都度審議して方向性を出すようにしております。

議員ご指摘のように、すべてのことに関して審議するような委員会の設置ということでございますが、現在あります運営審議委員会におきましても、十分その内容につきまして機能することができるというふうに考えておりますので、今のところ新しく設置するという考えはありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回水巻町の中学校給食を行うということで、それがセンター方式の民間委託ということになってますが、水巻町でもセンター方式と民間をやった場合に、今後その点検していくためにも、評価委員会を設置する方向であるという、そういったふうに伺ってますし、また同じ福岡県内の八女市でも、こういった評価委員会をつくって、本当に民間委託の給食が、安全が、安心が守られているのかという、そういったところのチェックするという、そういったこともやっておりますので、ぜひこれは芦屋町でも今後検討課題としていただきたいというふうに思います。

私は、この民間委託について、やはり3つの問題があり、この給食の民間委託自体が、労働法制上では偽装請負に当たるものではないかという、こういったことを言いたいと思います。

まず第一に、請負のあり方の問題であります。芦屋町の給食センターにも、県からの栄養士が派遣されておりますが、まずこの栄養士がどのような業務をするのかという問題です。

質問ですが、給食調理員に対してこういった栄養士が口頭や指示文書を使った打ち合わせみたいなもの、こういったものが行われるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

給食センターにおきましては、日々献立に基づき、子どもたちのために安全で安心な給食を提供しないといけないという使命がございます。そういった中で、先ほど議員ご指摘の偽装請負につきましては、今全国でも問題になっている部分であります。

調理部門におきましては、グレーゾーンのところがあると裁判になっている自治体もあると聞いておりますが、現在芦屋町における給食センターにおきましては、献立に基づき、栄養士の調理指示書を参考にしながら、調理の人が調理をするという形で、その指示どおりにしていただくように、日々業務終了後にエリア、基本的には給食センターを二、三カ所回っている責任者に対して、こういった調理をしてほしいというふうな形で指示を出し、その責任者から調理の方にそういった業務の手順等が指示されるというような形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君
川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

要約すると、口頭や指示文書を使って打ち合わせは行っていますということです。
2点目に、食材は町が購入しますでしょうか、それとも請け負った業者が購入しますか。

○議長 横尾 武志君
学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

食材につきましては、町のほうで購入するようになっております。
以上でございます。

○議長 横尾 武志君
川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、調理室の機器、こういったものは業者は町のものを使ってるのでしょうか、それとも自分で持ち込んでいるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君
学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

業者につきましては、あくまでも調理業務等の委託ということで、調理と配膳を委託しております。そういった備品関係の使用につきましては、センターのほうで用意したものを使用していただいているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君
川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことについては、業務委託契約書、仕様書、そういった中にこういったことがちゃんと明記してあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君
学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

契約なり仕様書の中で、こういった業務について委託をするということになっておりますので、そういった委託の中でそれぞれの業者が今回、今してます業者につきましても、プロポーザル方式で契約してますので、企画提案の中でこういった提案を出してくださいとあって、それに基づいて契約しておりますので、問題はないというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君
川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは民間委託ということは、請負費になるわけなんですけど、それじゃ請負とは何なのかということで、労働法上に解明しますと、労働者派遣業は人だけを派遣しますが、請負は仕事の完成を目的とするもので、使用者としての責任をすべて負担するなど、実態がなければいけません。請負には実態が必要です。労働者を供給するだけの人貸しだけの請負は本当の意味での請負ではないと考えられて禁止され

ています。

請負という名目で派遣会社が人を派遣することは、偽装派遣、偽造請負になり違法です。職業安定法第44条は次のように人貸し請負、労働者供給事業を禁止しております。

それでは、この44条はどういうことかといいますと、何人も次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、またはその労働者供給事業を行うものから供給される労働者をみずからの指揮命令下のもとに労働させてはならないというふうになっています。

それでは、この職業安定法第44条を受けて、職業安定法施行規則第4条は次のように規定しています。労働安定法施行規則第4条「労働者を提供し、これを他人の指揮命令を受けて労働に従事させるものは、例えその契約の形式が請負契約であっても、次の号のすべてに該当する場合を除き、法第5条第6項の規定による労働者供給の事業を行うものとする」。つまり、今から言うこの4つのことをすべてクリアしなければいけないという、1つでも違反していたらだめだということです。

1、作業の完成について、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

2、作業に従事する労働者を指揮監督するものであること。

3、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

4、みずから提供する機械、整備、機材（業務上必要になる簡易な工具を除く）、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、または企画もしくは専門的な技術、もしくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働を提要するものでないことというふうに言っています。

いろいろ難しいですね。簡単に言うと、第2条では指揮監督するものは、その会社の者でないとだめですよ。ほかの人が周りからしたらだめですよということを言っています。

第4項では、みずからが提供する機械をもってやらなければだめ。また、必要な材料、資材を使用するのは請負を負ったものがするという、こういったことをしなければこれに違反するという、そういったことが書かれてるわけなんです。

これには処罰があって、悪質な場合には職業安定法第64条で「1年以下の懲役または20万円以下の罰金」に処せられることになります。重要なことは、違法の派遣を行った業者だけではなく、受け入れ側も処罰されることになるので、注意してくださいというふうに、こういったふうに言われてるわけです。

それと、これ労働者派遣事業等請負により行われる事業との区別に関する区分基準というのがあります。これの37号告示に関する質疑応答集というものが厚労省から出されています。この中ではこのように書いてます。

まず、質問として、「発注者が請負業務の作業工程に関して仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいのですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負業者に渡して、そのとおりに作業を行ってもいいのですか」という、これに対して厚生労働省の回答は、「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示、その他の管理の請負事業主がみずから行っていること。請け負った業務を自己の業務として相手側から独立して処理することなどが重要です。したがって、発注者が請負業務の作業工程に関して仕事の順序、方法等の指示を行ったり、請負労働

者の配置、請負労働者一人一人への指示への還付等を決定したりすることは、請負事業主がみずから業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることとなります。また、こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示、その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断されることとなります」、こういったふうに、先ほど課長が言った答弁の中のやり方では、こういったところはかなり触れる部分というのが多いというふうになっております。

このあと、内海議員も食育の問題とかもやられますが、こういった食育の推進とか、安心安全な学校給食を行おうと思って教育委員会は一生懸命いろんなことをやって、アレルギー食を排除するとか、地産地消のものを使うとか、そういったことをやればやるほどね、こういった労働法に違反して違法行為が生まれるというふうになるというのが、最近の見解なんですよ。

具体的に、それでは滋賀県の江南市というところでは、調理部門のみ民間委託をする予定にしておりましたが、滋賀県労働局がこの形態は職業安定法労働者派遣法に抵触する可能性もあると偽装請負の疑いを指摘して、江南市は民間委託を見送りましたと。ここ新聞記事がありますけど、「江南市が校内に調理員を置く旧石部村の3小中学校の学校給食について、9月から予定していた民間委託を見送った。調理員にかわって給食をつくる派遣業者に栄養士が指示する方式が、労働者派遣法などに抵触する偽装請負に当たると指摘されたため、財政状況が厳しい中、学校給食の質を維持したいという教育委員会との思いが裏目に出た格好だ」と。

中は省きますけど、あと「市はコスト削減を図る行政改革の一環で、旧石部村の給食について民間委託を検討。その結果、派遣業者に全面委託するのじゃなく、調理業務だけを任し、献立や食材は栄養士が指示する方式を採用した。ただ、労働者派遣法や職業安定法では、派遣を受け入れる側は業者の労働環境を守る観点から、現場で独立性を保つことが原則となっている、このため、市が他県の実例を調べた結果、県や市職員の栄養士が日々指示するのは、独立性を脅かし偽装請負に当たることが判明。紹介した市が労働局からも指摘され、導入を見送った」と、こういったふうなことが載っております。

それとまた、こういったことが進む中で、滋賀県や兵庫県、神奈川県、埼玉県の労働局は、学校給食などの委託契約は偽装請負に当たるので、改善するようこういったことを当該自治体に指導しています。

それでは、福岡県ではどうかというと、さっき言った八女市では県の指導のもと、こういった民間委託を進めてました。しかし、これが民間委託による偽装請負の問題を当たるのかということをお県に問い合わせたところ、県の回答では、市から調理員がそういったことは、栄養士がそういった指導はやってはいけないと。機材の使用については、「これは古いので無償でいいですが、新しくなれば有償ですべきですよ」と。また、食材の購入についても、「それはいけませんよ」と、こういったふうなことを指摘されたということなんですよ。

私が一番問題なのは、新たにできる給食センターについては、すべてが新しい調理機材になります。そういった点では、新しい調理機材を使うということは、これはもう減価償却が今まで県は減価償却が終わったとけば、もう無償でいいですよということは言っていましたけど、何千万、何億とかけた機材を無償で貸すということ自体が、完全にこれはもう違法になると思います。そういった点では、当然相応の使

用料を徴収するという、こういった問題も起きてきます。そうなれば、当然委託料の見直し、これも根本的にやらなければいけないということになります。

こういったことについて、どういったふうに考えるでしょうか。責任ある立場の方の答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今議員ご指摘の、労働者の視点からとらえた部分と、学校給食センターにおきましては、子どもたちの安全な給食を提供するという2つの部分があります。学校給食におきましては、学校給食基本法ということで、それに基づいた形で子どもたちが楽しみにしている食中毒とかならないような基準をクリアしながら、給食をつくっていきなさいというのがあります。

確かに、この労働者から見た場合と安全なその給食を提供する上で、相反するような部分が出てきてる部分があります。このあたりにつきましては、今後国の動きも含め、多くの自治体がこういった民間委託をやっております。こういったことも考えながら、新しい給食センターにつきましては、対応を考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

教育委員会がね、そういったふうに学校給食に熱を入れてやられることは、本当にいいことだと思います。

ただ、私が言いよるのは、だから民間にやらされんちゅう意味じゃないで、やっぱりそういったことをやっていったら、やっぱり偽装請負になるという、これはもともと民間に委託しとるといふ、そこだけが問題なんです。直営でやっていったらそういったことはなく、教育委員会がどんな食育事業をやろうと、どんなアレルギー対策の施策をやろうと、それは教育委員会のやっぱりその熱意が伝わって、いいほうに解決するということなんですけど、今の状況ではそういったことをやれば、違法行為はどんどん強まっていくという、そこに私は問題があるということをおっしゃるんです。

国会では、川端文部大臣が「学校給食法の趣旨に基づいて学校給食を行うことが、学校関係者に課せられた使命だとして、行政改革の中でより効率的、効果的な行政執行という観点から、いろいろな施策が取り入れられているが、学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するというのは本末転倒だ。そうならないように、周知と実態把握、そして食育の推進と安全管理がなお一層進められるように指導していきたい」といふ、国会でも文部科学大臣もこういったことをちゃんと指摘してるんですよ。

そういった点で、請負自体がやっぱり偽装があるんじゃないかということが第1点です。

それと、第2点目は、ここで働くそれじゃ調理員さんのほうはどうなるんであつたかという問題です。芦屋町での調理員さんの給与は、請負に民間委託する後と前、これの給与はわかるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

民間委託しておりますので、パートさん個人個人がどうかという額までは、会社のほうでは教えていただけておりません。その関係で、年度ごとの人件費と委託費という形で比較していただければなというふうに思います。

19年度から民間委託になりましたが、18年度におけるこれは町直営でやっていたんで、そのときが約4,200万ぐらいかかっていますね。それから、19年度から委託しまして、約3,400万。23年度からまた違った会社になりまして、先ほど500万ぐらい落ちてますんで、2,900万という形でなっております。

なお、ここでその調理関係で勤められてるその人数関係につきましては、ほぼ同人数という形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当然、民間委託していったら、その委託料が経費が下がっていくっちゃう、そういった点で行うというんですけど、ただやっぱりこういったふうに下がっていけば、どんなふうになるかという点がやっぱり問題になってきます。

芦屋町でわからないということなんで、例えば調べたら久留米市の例を挙げますと、直営でやっていたときは時給910円です。これはやっぱり公務員の賃金とか、そういった一定パート従業員の給与とか、そういったものが決まっていますから、時給910円になっています。ところが、これが民間委託になると、時給690円になっています。もう690円といいますと、福岡県の最低賃金すれすれの状況になっています。

まさにこういったふうに、公務行政の職場、また公務労働、こういった中で今言われているワーキングプアをつくるということが、本当に自治体としていいのか。やはり私はこれは大きな問題があるというふうに思います。

そして、給食の調理員さんというのは、ただ単にやっぱり能力があって給食をつくる、味付けをすとか、そういったいろんな能力なんか、才能なんかも持った方だというふうに思うんでね、そういった点でこういったふうにワーキングプアを行政がつくること自体問題だと思いますし、食育の観点から言えば、学校給食の調理員は調理以外にも学校での食育の授業とか、また保護者への試食会も取り組み、また今後食育を進めていく上での役割が発揮されることが期待される方々です。そういったことがやはり直営の調理員だからこそ、そういった学校現場での食育の推進に責任を持つことができるというふうに私は思います。

これがないでから食育、食育ということを言っても、本当に「絵にかいたもち」になるのではないかというふうに思っております。

それでまた、こういったふうに賃金が下がっていく、委託料が下がっていく中で、こういった点が起きるかといえば、それは第3番目の問題です。安心安全の問題です。先ほど1回目の答弁のときに、2社目の会社が安く請け負ったというふうなことを言われましたが、そういったことにすることによって、安心安全の面でいろんなトラブルはなかったんでしょうか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

異物混入関係につきましては、数件あっておりますが、直前に発見されたということで、口の中から体の中に入っていくということはありませんでした。

当然、こういった異物混入につきましては、安全体制というか、こういったことが起きないように、その都度十分に注意徹底を図ってるところでございます。

特に、食中毒につきましては、目に見えないということもありまして、その点については最大の注意を払っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうに最大の注意を払っていく、教育委員会がやればやってもらいたいんですけど、それをやっていったら偽装ですよというふうに指摘されるところに大きな問題点がやっぱりあると思います。

それとまた、いろんな事故が起こること自体が、これは業者に問題があるというんじゃないくて、やはり民間委託させていってから、どんどん安くさせていったら、当然どこかを削る、どこかに手を抜くという、そういった問題が起こってくるんだから、これは構造的な問題でこういったトラブルが起きてくるんだと思うんで、ただ一企業のモラルの問題、そこだけがだめだから起きたということではないということで、やはりそういった子どもの給食については、やっぱり直営で町が責任を持ってやるということがやっぱりいいと思います。

先ほど課長が言われたように、確かにこの学校給食の民間委託、黒とか白とかはつきりできない部分があります。確かに、グレーという表現だと思います。ただ、グレーだから黒ではない、そういったことで地方自治体が学校給食を提供しているのかということです。やはり地方自治体が脱法行為をしてまで委託契約をしているのかという、私は根本的にはここが問われてる問題だというふうに思います。

そういった点では、先ほども言ったように、国会の中でも、もうそういったふうに行革を推進するために、その学校給食法とかそういった部分をないがしろにすること自体は、本末転倒だと言われたことをね、やっぱり国も言ってます。

ですから、やはり私はこれを機会に、今度新しい給食センター建設の機会に、新しい調理器具等を有償で貸すとか、そういったこともしなければならぬと思いますので、もうそんなことするよりも、直営でやったほうがすっきりするんじゃないかというふうに思いますが、そういった点では、最高の責任者である町長に、その問題についてどんなふうにかえるか伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今川上議員のほうから、いろんな法律的なもの、いろんな面でご指摘いただいたわけですが、まず偽装請負の件でございますが、その件の私に來てる報告は、芦屋町とすれば一切問題が起こってないということで、報告が上がっておるわけでございます。

一番ポイントは、最後今言われました直営か民間委託かという、この1点に尽きると思います、議員の質問の要旨はですね。そこで、平成19年からセンター方式

になったということで、その流れとすれば、やはり行革ということが避けて通れないということ。直営にすれば、どちらにしても労務職という形の中で公務員という形の中で人件費問題が出てくると。そのときは給食センターだけでなく、あらゆる行政の事業のことに關して官から民へという形の中で、一つの流れが出てきておるわけでございます。

今川上議員がいろいろ問題を指摘していただきました。このことは、やはり真摯に私どもも受けとめて、今後新しくする給食センター、この件につきましては、議員のご心配のことを一つ一つ検証して、どの方向に行くのが一番いいのかという結論を出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ今後福岡県の労働局と自治省、また文部科学省とよく話し合っ、やはり法令違反のないような学校給食体系にさせていただきたいと思います。

ほんとにやっぱり今後ともよりおいしくて、安心安全な学校給食をやっぱり追求していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありますので、一言言いますけど、鶴原副町長が企画課長であったときに、もう平成17年ぐらいでしたかね、私が一般質問で先ほど言った行政改革の問題のときに、新しい公共空間ということを質問したのを覚えてますかね。

国がそのころ小泉改革がどんどん官から民へというようなことから、そのときに鶴原副町長ともそういった問題でから、議会でから論議したんですけど、私はそのころ出されたのは、やっぱりこういったふうとにかく新しい公共空間というのが、今まで官がやりよったところを民にやらせなさいということが、主流になってやられてきたわけなんですけど、私はそのときも言ったんですけど、そういったことに利益を追求する業者に、そういった部分を任せきりでいったら、最後はやっぱり安全とか安心とか、サービスの低下とか、そういった問題が起こって、住民に対して不利益が高じるんじゃないかという、そういったことを指摘したわけです。

その当時、やっぱり小泉改革の官から民へというのが流れやったし、また芦屋町自体も毎年8億から10億の基金を取り崩しよる中で、行革をせんにゃいけんというそういった中で、この学校給食についても民営化ということがされたわけなんですけど、ただこういった問題点ができてきてという点を見れば、私はやっぱりこういった学校給食とか、また保育の問題とか、そういったところにはこういったところは、やっぱりそぐわんじゃないかなというふうに思います。

確かに、やっぱりこの間、指定管理者制度とか入れてきて、やっぱりマリンテラスの問題とか、また保育所問題、それから今度の学校給食の問題とか、いろんな点でいろんな矛盾が出てきます。そういった点では、やっぱり財政的などころもあると思いますが、やはり住民の暮らしや命を守るという自治体の原点に立って、今後行政を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は11時10分からいたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。11番、益田美恵子、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

先ほど川上議員も通学路の問題についてご質問がございましたので、かなりダブる可能性もございますが、できるだけダブらない方向性で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、件名1、通学路の一斉点検の安全対策の実施について。

その中の要旨1と2は、全体的内容は答弁の中でわかりましたので、次の自席から質問に対してのご答弁をお願いいたします。

それでは、要旨3、通学路安全対策協議会等の協議会があるのか。設置されていなければ、設置してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、件名2、公的施設内トイレの整備についてお尋ねいたします。

要旨といたしまして、高齢になると腰、ひざなどにひずみがあられ、立つ、座るの動作が大変厳しくなります。洋式、和式を問わず手すりを設置してはどうかと思っております。前方もしくは横、いろいろ方法はあるかと思っておりますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

要旨3の通学路安全対策協議会等の協議会があるのか。設置されていなければ、設置してはどうかということに対してお答えいたします。

ご指摘のような協議会はありません。各学校においては安全マップを活用し、可能な限り保護者などと連携し、通学路の点検を行っております。

また、点検において危険箇所や問題点が明らかになった場合には、安全マップを改善したり、道路管理者等に改善を要望するなどの適切な措置を講じております。

通学路の安全対策については、今後とも慎重に対応してまいりますし、校区育成会等のご協力を得て、安全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

件名、公的施設内トイレの整備について。

要旨1、高齢者のためにトイレに手すりを設置してはどうかということで、最初に生涯学習課のほうから答弁いたします。

現在、生涯学習課が管理している施設は公民館、町民会館、体育施設、文化施設を合わせて13施設あります。基本的には、高齢者が利用される施設には多目的ト

イレを設置いたしております。特に、21年度に改修いたしました町民会館、中央公民館では、すべてのトイレを洋式化し、さらに各階ごとに多目的トイレを設置いたしております。

また、町民会館におきましては、大ホールなど一堂に多数の方が利用されますので、通常の洋式トイレの各ブースの中にも手すりを設置して、高齢者に優しい施設となっております。

しかしながら、山鹿、東公民館は多目的トイレ以外はすべて和式で、手すりを設置していないのが現状であります。今後は、高齢者の使用が多く見込まれる施設から優先的に洋式化や手すりの設置を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課が所管し、高齢者の方々に提供しています施設としましては、3カ所の老人憩の家がございます。

手すりなどの必要性については、大便器が課題となりますので、それぞれの施設の現状についてご説明いたします。

山鹿荘には洋式が5カ所、寿楽会館には和式が3カ所と洋式が3カ所、鶴松荘には洋式が8カ所設置されております。このうち、手すりがついていますのは鶴松荘の2カ所のみでございます。

この3カ所の老人憩の家につきましては、社会福祉協議会が指定管理者となって管理運営を行っておりますが、これまでのアンケート調査、苦情などでもトイレの手すりの設置要望は上がっていないとの報告を受けております。

しかしながら、議員ご指摘の点もございますので、3施設につきまして指定管理者ともども改めて点検を行ってまいりたいと思います。

特に、老人憩の家は高齢者の施設であり、構造上難しいものを除いて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財政課としまして、役場の庁舎関係の現状としまして説明をいたします。

役場庁舎は、平成21年1月に改修工事を終えました。地下から4階までの各フロアには男女別のトイレをそれぞれ設置しており、すべて洋式便座となっております。

また、住民の皆様の利用頻度が高い1階と、それから2階の議会棟には、体の不自由な方や高齢者、小さな子ども連れの方など、どなたでも利用できる多目的トイレを各1カ所ずつ設置しております。

手すりの設置状況ですが、現在は多目的トイレ2カ所に設置しているほか、男性用トイレの小便器のほうにおきましては、各階に1カ所ずつ、計5カ所に手すりを設置しているという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、町内にごございます公園について状況を説明させていただきます。

町内には19の公園にトイレを設置しておりますが、このうち8カ所に身障者用のトイレを設置しております。この中には洋式トイレ、手すりが設置しております。また、そのうち5カ所についてはベビーシートを設置しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

益田議員ご質問の公共施設トイレの整備ということで、各課の課長が所管しておりますところにつきましては答弁がございましたが、私のほうから取りまとめて答弁させていただきたいと思っております。

公的施設のトイレ整備ということで、トイレ内の手すりの設置ということでご提案があるわけですが、マスタープランの基本構想第3章では、急速な高齢化が進むため、高齢者の生きがいづくりや社会参加、介護予防対策の推進が進められると、今後の課題をお示ししておるわけですが。

人口推計によりますと、芦屋町の高齢化率は平成2年の12%が、平成22年には24%と2倍になっております。そして、10年後の予測といたしまして、30%になるであろうという予測が今出ているわけですが。およそ芦屋町の3人に1人が高齢者という、いわゆる超高齢化社会が今芦屋町では想定されているわけでありまして。

このようなことを踏まえ、対策を講ずる必要があるわけですが、ご提案のトイレにつきまして、これまで多目的トイレの設置及び洋式トイレへの移行などを行っております。

については、今後とも総合振興計画の趣旨に沿って進めていく事項であると承知いたしておるわけですが、議員ご提案のトイレの手すりの設置は、このようなことを勘案した有効な対策だと思っております。については、ご提案を前向きにとらえ、検討する必要があると考えます。

検討に際しましては、各課が所管する施設の現状把握、そしてその分析を行いまして、具体的な全体計画を策定した中で、まずは財源確保のため何らかの補助事業として採択できないかということ而努力いたしまして、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、まず通学路の一斉点検と安全対策の実施についてでございます。

安全が確保されているとは言い難い通学路が少なくありません。私が自転車で通っても、歩いても大変厳しいところは、多々あります。子どもたちを守るためには、危険箇所の総点検を初め、ドライバーさんの安全意識啓発とか、地域社会の協力などが不可欠な要素がございます。

公明党の国会議員による通学路の安全対策プロジェクトチームが設置されまして、これは4月26日でございます。その中で、5月16日には平野文部科学大臣に緊急提言を行ったものでございます。それは、大変な緊急ですから、現場においては

本当に調査するのは大変なことだったろうとっております。

ただ、その提言の内容におきましては、やはり先ほどからお話がありましたように、本当にまともに歩いていて車が突っ込んできて悲惨な事故に遭うという、そういった子どもたちをどのように守るべきかということが大きな課題でありまして、まずは先入観を持たず、子どもの視点で全国の通学路安全調査を実施ということが1項目で上がっております。

2項目めに、文部省主導で警察庁などの関係省庁と教職員、保護者等で構成する通学路安全対策協議会（仮称）なりを設置してはどうかというのも、提言の一つであります。

3点目に、通学路の危険箇所改善のため、予備費活用を含めた新たな対応の検討をなされたらどうかと。

4点目には、これはもう過ぎた日にちでございますが、5月29・30日に予定されておりました健康教育行政担当者連絡協議会で、通学路安全対策の周知などを要請したのが4項目の公明党プロジェクトチームの提言でございます。

その提言に対しまして、平野文部大臣は当提言に理解を示し、しっかりと対応に取り組むということのご意見を述べておられましたが、公明党といたしましては、プロジェクトチームは今回の緊急提言を第一弾として、二弾、三弾とさらなる対策の強化を政府に働きかけていくということをいたしております。

やはりああいった悲惨な惨事を回避するためには、通学路に危険盲点はないか、そういったのを点検し、より一層安全対策を強化しなければならないと、このように訴えたものでございます。

これは事例ではございますが、小学校歩行者の安全を確保するために、これは東京都の文京区でございますが、国の補助事業を活用して、2006年に整備をしたと言われてるところもあります。その整備に当たっては、地域住民アンケートを実施したり、意見交換の場を設けるなどの合意形成を図ったと言われております。

だから、今回の県からの通達は6月1日までにその対策の報告、どのようなことをやったかということの報告をするようになってたはずですので、それはもう現場は大変だったろうと、このように考えます。

しかし、これは今から道路形態も変わっていきますし、その周辺も変わっていくわけですから、必ずしも一過性のものでなくて、継続性がなければ、いけないんじゃないかなとこのように思いますね。

その文京区が取り組んだ、具体的にはですね、車道幅を5.5メートルから4メートルに狭める。現在も県道においても歩道を広くして車道を狭くするっていうのは、現在行われております。その分、歩道幅を1.25メートルから2メートルに広げた。また、車道は夜間午後7時から翌日午前7時の対面通行から、終日一方通行に変えるとともに、車の走行速度を抑えるため、時速30キロに規制しましたというのが、先ほど川上議員からもありましたものでございます。

ゾーン30という規制を設けてやったものでございますが、このゾーン30については、県のほうも5年以内に県内約140カ所にゾーン30を整備する方針だといわれております。これは、県の警察本部交通規制課は同時に地域の成果を踏まえて5年以内にとということなんですが、この点についての質問とか何かございませんでしたか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

ゾーン30という意味自体、学校関係でも余り存じてない部分もあろうかと思うんですが、今説明にあったように、30キロ以内という、速度を落とせば、それだけ何か飛び出てきても車がとまると。安全対策の一つの手段であろうかと思いますが、このあたりにつきましては、道路管理者、警察含め、速度の制限等につきましては、道路の形態とか車の交通量、道路幅、その後のもろもろの要件を緩和しながら対処していくべきことだろうと思います。このあたりにつきましては、協議をしながら改善できるところは改善していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

道路整備の中で、やはり歩道がないところは一部白線が引いてあります。本当に自転車も通れない場所もありますし、もちろんそういったところを児童が学校に通うわけですから。そういったところについては、やはり早く何か対策を講じないと、事故があってからでは間に合わないのではないかと。このように思うわけですね。

先ほど、入江文具店のあの通りですね、前の通り。先ほど同意が得られなかったとおっしゃっていましたが、私もあそこは、自転車ですから、山鹿方面から来たときに、左側を通っていきますが、車も2台離合するのも大変なところでございますので、大変危険性を感じるわけですね。その点において、今回、旧遠信の横のほうに出てこられるような対策を講じられているわけですが、同意が得られないという最大の理由というものは、どんなものが上げられているのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

同意が得られないという内容でございますけれども、以前、国交省のほうから祇園崎のほうから芦屋橋にかけて導流堤工事を実施しておりますけれども、そのときに人も自転車も通れないという約束事であったということ、住民の方が言われておりますので、その点につきましては、なかなか私も直接確認が取れないものですから、住民の方言われるので、どうしても昭和49年ごろからの話で納得がいかない。それで、簡単に裏を通すという話を持ってきてもらっては困るところでございます。ちょっと今のところ同意が得られてないという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

以前からのそういった申し合わせというものもあったということをお聞きしてるんですが、何らかの対策が立てられないものかなと思うんですが、例えば、区長会のほうから、まあ区長さんもいらっしゃるわけですね、その地域の有力者の方もいらっしゃるでしょうし、その辺のその方々にまずはお願いしてみて、はっきりした、今口頭みたいなものではないでしょうか。こんな話があるとか、こんな問題がちょっとネックになってるとか。だから何かこの文書で求められて、そういったものがまたクリアできるような対策というものは立てられないものではないでしょうか。ちょっとご答弁。

難しい問題ではありますが、やはり子どもたちの命を守る、もちろん周辺の方々に迷惑をかけないようにしなければならないのは、これはもう通る人たちのモラルの本当は問題なんですよね。だから最初できるときの約束事はあるにしても、事情があつた当時は、今みたいな車社会ではありませんし、歩くか自転車ぐらいでしたから、そんなに危険性はなかったわけですが、現在はもう車社会ですから、あそこを歩いて通るのも、やはり大変じゃないかなっていう危険性、まして自転車でございますので、子どもたちが学校に急いでいくとか、いろんな問題がありますので、何かクリアできる方法というものはないものでしょうかね。教育長。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○議員 11番 益田美恵子君

何かよろしく。

○教育長 中島 幸男君

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけども、いろんな方々から、あそこ、なぜ通さんのかというお話はいただいておりますけど、今、都市整備課長が申しましたように、いろんな歴史的なことがあったように聞いておまして、私も2回目の協議会のときにお伺いして、地域の方々があのお話の中でもそういう発言がたくさん出ておりました。プライバシーが侵害される可能性が非常に高いとか、そしてもともとは、通さんという約束でつくったんだという話でございました。

ただ、議員おっしゃいますように、まさに当時とはまるっきり、車社会の状況が違う。そして中学生が、今あそこから花美坂ができたものですから、大変子どもたちの通行量もふえたと。そういう時期に、非常にタイムリーに導流堤の改修、あそこができたんで、ぜひお願いしたいと言ったんですが、なかなか同意をいただけませんでした。

ぜひこれは継続してくださいと協議したいというお願いで終わってるんですが、その際に、通学路も変更したらどうかというお話がありました。それは、役場のところまで来て行ったらどうかとか、それから芦屋保育園の横を通したらどうかとか、いろいろあるんですが、やはり、通学路の場合は安心・安全というのがまず第1でありまして、その次に利便性があるとか、そういった点はあるんだろうと思います。そういう観点からしますと、例えば保育所の横の道路は、坂道ですから、帰りがけどうなるんかと。押して帰れという話もでてくるんでしょうけど、そういうことで一点ありましようし、役場の中を通して、役場の駐車場の中を通すっていう、そして行くっていう手もあるのかもわかりません。それも、通学と役場の職員の出勤で、ほかの人の車も結構あると。それと何よりもやはり、距離が600メートルか700メートル遠くなるっていう、それは朝、子どもたちに道路こっちあるけえ通れって、そりゃ、理論上はそれは可能かも知れません。子どもたちの感情からして本当にそうかと、納得を得られないと、私たちもそう思いました。

ですから、そういう点で、この点はぜひ再度お願いをして、地域の方々とそういう協議会をもう一回開いていただく。そして、ご理解を得る以外にやっぱりないんだろうという気がしておりますけども、いろんな方々を通して、できるだけ努力してみたいと。

今さっき申しましたようにその間事故の起こったら、元も子もないことですから、学校の子どもたちにはきちっと通れという話の指導を、学校としては指導を一生懸命さしていただこうと、そういうふうに思っています。

ちょっと、うまく回りませんが、よろしく。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

先ほど、時速30キロ以下に抑制ということでゾーン30が整備されたのが、福岡県の中では板付小学校の周辺地域がそのゾーンをつくったようでございます。この地域では、保護者や民生委員約80名で構成される、子どもを守ろう隊が毎日の登下校時に児童の見守り活動など行っています。

これは、芦屋町でも見守り隊、それから民生委員の方々、ほかの方々も一生懸命安全のために子どもたちを見守っていただいているのは同じことでございます。

ただ、このゾーン30を整備することによって、そのおかげでドライバーさんのマナーが徐々によくなっていますというのが、やはり子どもたちは、通学路ですから安心して通っているわけですね。そこに横を通過していたにしてもスピード出してる人っちゃうのは、私、車道を自転車で通るときにスピードを出されたら、その風圧で、横に車のほうに倒れそうになります。それは子どもたちは体も小さいですし、ぱっと横を通らればそれによろよろっとするようなことはあり得るんだと思いますね。だから、危険箇所、歩道がなくて通学路になっているところが、もし点検の中であったとすれば、そういったところは優先的にこの30キロ制限するという、そのような方法を取っていけば、対策を講じる前の予備対策としてでも、町内の指導で、町道であればですね。これ、県道とかいろんなことになると、県の問題、国道は国道の問題がありますので、まずは町道でそういった箇所があるならば、それはこういったゾーンも設けていいんじゃないかなと思いますけど、こういったところは、箇所が点検の中でしたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

緊急点検の中では、確かに歩道がない道路を点検したわけなんですけど、それなりの交通量も多いという箇所でもございます。そういった中で、ゾーン30キロの速度制限をするということになった場合には、どうしても規制というのが警察の判断によることが多々あるかと思えます。

今回の緊急点検におきましては、信号とかそういった設置じゃなくて、車道を狭くして外側線、人が歩くとこの幅を確保しようというような対策をしたということでございます。

ゾーン30ということにつきましては、今後ほかの他の市町村について、動きを見ながら検討していくべきことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

よろしくをお願いします。

それから、先ほど通学路安全対策協議会っていう、これは仮称ですから、こういったものはでき上がってないってことではございますけど、これは緊急提言で、恐らくそこまでの期間もございませんでしたし、今後、やはり定期的に、まあしょっちゅうでなくても、年に二、三回なりとも、こういった検討をする委員会を協議会なり

設けられるお考えはありますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、実態としては、見守り隊の皆さま、地域の方々をお願いして、朝と帰りやっ
ていただいて、それから学校では、先生方を通して登下校中の交通安全等の指導は
しております。

芦屋町の場合、集団登下校しているところではございません。ですから、そうい
う点で、今のところ交通事故は起こったというのではない、登下校中の交通事故つ
いてはないって聞いていますけども、PTA等で、どういうメンバーでこの交通
安全おっしゃいます協議会をつくっていったらいいのか。それからどういう機能が
そこの中に出てくるのか。そのあたり、ちょっと検討してみたいと思いますので、
またその節はどうぞ、私たちも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この1項目については総括でございますが、私が今までたくさんの要望を受けて
まいりました。それをちょっと述べさせていただきたいんですが、やはり、子ども
たちが通るときに死角になっているところ、そういったところにカーブミラーがあ
るのか。また、先ほど言った道路、歩道がないところに白線を引いただけでガード
レールがないから大変危険だとかですね。それから中学校のグラウンドの近くの信号
から、芦屋小学校裏門のほうへ続く道は、通り抜けられないわけですが、基地のほ
うでストップになるんですけども、あそこを物すごいスピードで通り抜けられると
思って通る人が結構、他町からおいでになるのか、知らないで行かれる方とか、夏
場はまた特に多くなってございましてね、海、プールにおいでになったりとか。
そういったところで、子どもたちは、あそこはもう安心して遊んでおるようでござ
いますので、何とかあそこに通学路とかスピードを落とせとか、何かそんなのを書
いてほしいというのは、これはもう五、六年前からお話があっっていて要望したわけ
でございますが、なかなか担当もお変わりになったりと、いろんな問題点があるう
かと思いますが、これは実現してないというのが現実でございます。

それから、東小児童が放課後児童クラブに行く際、子育て支援センターを横切ら
なくてはなりません。当然、ミラーはついておりますが、警察署からまつかぜ荘に
入って、子育て支援センターに入ったところはカーブになっておりますので、結構あ
そこもスピードを出すわけですね。だからそういったところのスピードの制限をお
願いしたいとか、それから大君と北九州との境、あれは県道ですかね。ちょうど阿
蘇という焼き肉屋さんから大君からあの辺。北九州には、大きな街路灯というん
ですか、道路の真ん中に2つついております。以前は、何年か前は、電灯も間引きし
てたんですが、きのう通ってみましたら随分明々としてましたね。それが切れると
真っ暗なんです。あの周辺の方から、女子高生も自転車で夜帰ると真っ暗で、大変
危険が多いということで、これも随分前にご相談を受けてましたから、お話はきち
っとさせていただいてるんですが。

夕べも9時ごろ通りましたら、男子生徒が2人ほど自転車で帰っておりました。
明るいところにきて、白を着てたから、あっと思ったぐらいで、暗いところを

ると、まったくわからないという感じのところですね。それから、江川台の遊歩道が以前は、植樹、あれは何ですかね、つつじですかね、あれが物すごく大きくなるんです。あの陰にだれか人が隠れてたら、ぽっと行ったときに出てこられたら、もうだめですね。危ない、危険性がある。それと、街灯というか、防犯灯が、あそこは大変少ないですね。以前に1カ所ぐらいつけていただいた可能性はあるんですが、いろいろちょっと通らせていただきました。暗くてちょっと怖いんですが、人が後ろで見てましたから歩かしていただいたんですけども、やはりそこを女の子さんが学校から、やっぱり近いほう、どうしても通るので、そちらを歩いて帰りますと危険性が十分あるんですというお話がっております。これはもう過去にもありました。

それから、浜口南の信号から競艇場へ向かったところですね。バス停があります。浜口南バス停というのがあるんですが、あそこから競艇場、工場があるところまでは、本当に街灯がないので、大変危険性があります。これは、男子生徒、女子生徒自転車で高校に遠賀川まで行かれる方、また高校まで行かれる方、さまざまですけど、その人たちも大変、危険ですという声をお聞きします。

私もバス停に朝早いときもありますし、夜、冬場は7時になったら真っ暗ですから、そのときはセブンイレブンが手前にありましたから、セブンイレブン側に寄って立つようにしないと、車がやっぱり、この歳いっててもわかりませんからね、向こうは。車がずっと来てとまるんですよ、バス停に。そしたらとても怖くてバス停に立っておれないという、やはり手前のほうに来て、バスが来たらひょっとそっこのほうに移動するというような、何度も経験したことがありますので。

だからそういった、やはり私たちが、学校から、今は児童生徒さんの問題ですから、だけど全体に立ったときには、もっともっと危険な箇所がたくさんありますので、これはもっと全体的な課の中で精査をしていただいて、年度計画の中で一つ一つやっぱり速やかに検討いただいて具現化していく方向性で進んでいただきたいと、これが私が今までご相談を受けた中の未解決のものをお知らせしておりますので、どうか各担当の方々、これを検討していただいて、一遍にできるとは思いません。それは皆さんも財政の問題もあるわけですから。

しかし、危険な箇所が、大人も子どもも今は危険な状態にありますので、そういったことをぜひ検討していただきたい。副町長いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

教育委員会の問題にとどまらなくて、都市整備、それから公園、いろんなものにかかわると思います。したがって今、ご指摘があったような内容も含めまして、まずは現状をきちんと把握し、その中で分析をした上で、問題課題を抽出して、その中で具体的にどう取り組んでいくのかということを庁内調整をした上でやっていきたい、このように考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

じゃあ、この問題については終わります。

公施設内トイレの整備については、最後に町長もご答弁いただいております

ので、洋式に随分変えていただいておりますし、多目的トイレも多々ございます。

ただ、やはり高齢にならないとわからない部分がたくさんあると。私なんか腰痛があり、ひざも悪いですから、洋式であってもやはりちょっと支えがあるといいなというのがこれは本音でございますので、この辺、先ほど各課のほうからご答弁あっておりましたので、これも1つの検討課題としていただきますようお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

再開は13時15分から再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時13分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

こんにちは。4番、妹川征男です。よろしく申し上げます。

まず、芦屋海岸里浜づくりについて通告に基づいて説明していきます。

1番、福岡県は、本年2月から3月にかけて芦屋海岸の後部と芦屋港の積み出し、野積み港に積んであった砂の1万8,000立米を除去しております。その除去した砂は、岡垣の波津海岸や処分場に運んだというふうに聞いています。

その数日後の3月11日に、松の試験施工として400本を植樹しました。その後の松の成長ぶりはどうかということが第1点です。

第2点は、芦屋町と福岡県合同の、今日まで3回里浜づくり技術検討委員会を行ってきておりますが、今後のスケジュール、第4回目の技術検討委員会では、どのようなスケジュールになっているのかを聞きたいと思えます。

それから、3点目ですが、高さ3メートル、長さ187になっておりますけど175に訂正をお願いします。175メートルの防砂フェンスをつくったわけですけど、その目的とか役場にはどういうふうに技術検討委員会で審議されてると思えますが、そのことについて聞きたいと思えます。

4点目は、福岡県と岡垣町、芦屋町との3者連絡協議会については、平成22年の7月に第一回目が開催されています。また、昨年6月の議会で、副町長は県に強く3者連絡協議会を要望していると答弁しています。進捗状況はどうなっているのか聞きたいと思えます。

5点目、芦屋町として芦屋海岸線の本来の姿に復元するための芦屋町独自の構想はあるのかということでございます。

件名2点目、特別養護老人ホームについては、通告書どおり①22年度が遠賀郡4町と中間市で50床の枠が県より示されてました。また今回24年度は、芦屋町に80床の枠が県より示されています。その際の公募方法はどのようなものであったか。

2点目は、22年度と24年度の募集期間はいつからいつまでであったのか。

1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

件名1、要旨1についてですが、試験施工は福岡県が芦屋海岸に松が育つのか客観的に検証するために行ったものです。5月18日北九州県土整備事務所と里浜事業の協議打ち合わせを行った際、現状についての説明がありました。植樹した松については新芽が出ており、現在のところ順調に成長しているとの報告を受けております。

件名1、要旨2についてでございます。

北九州県土整備事務所によると、3月に試験施工として松を植樹し、約3カ月しか経過していないため、技術検討会の開催は未定ということですが。ただし、技術検討会委員であった大学の先生には、松の状況について写真で報告しており、また県の農林関係職員にも確認し、現在のところ成長に問題がないとの報告を受けております。

件名1、要旨3についてです。

福岡県では、里浜づくりの一環として、防砂フェンスに港湾との境を設置することを計画しています。計画場所付近にも大量の砂が堆積しており、芦屋港湾への砂の進入を防止するためのもので、既設フェンスの延長上に同じ程度の高さとした計画との報告を受けております。

件名1、要旨4についてです。

福岡県による三里松原海岸一帯の海岸保全に具体的な対策が見られないことから、芦屋町長と岡垣町長の直接協議により、海岸保全対策に関する協議会の共同設置の方向が示され、岡垣町と芦屋町で事務レベルの協議を4月25日に行っております。

今後、岡垣町の海岸浸食、芦屋町の砂の堆積の対策について、協議会の進め方、協議会のメンバー、事務局のあり方などの調整をしていきます。

また、芦屋町から岡垣町への海岸一帯は、福岡県の管理であることから、今まで福岡県に対して調査や対策の要望を行っております。このため、3月26日県港湾課、北九州県土整備事務所、岡垣町、芦屋町の3者での協議を行い、こちらでも三里松原海岸の対策について今後の進め方などの調整を行ってまいります。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

要旨4について、私のほうからつけ加えてご答弁させていただきます。

いわゆる県を除いた2町での協議会の設置についてでございますが、波津海岸から芦屋海岸までの海岸浸食と漂砂による堆積の問題は、管理者である福岡県が総合的にとらえ、対策を講じるべきものであるから、福岡県の主導による芦屋町、岡垣町の3者による協議で進めるように要望を行って、今まではまいりました。

事務レベルではこのような動きでよいとは思いますが、ただ、対策の要望を行う協議会の設置となると話は違ってくるわけでありまして、そもそもこの協議会は、県主導で設置するものではないと考えており、両町が設置し、県に働きかけるものではないかと、岡垣の宮内町長と直接協議を行いました。このようなことから、担当課には早急に協議会の設置に向け準備を進めるように指示をしておるといのが

現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

件名1、要旨5についてでございます。

芦屋海岸の管理者は福岡県でございます。したがって、芦屋町といたしましては当初から管理者である福岡県へ、芦屋海岸への漂砂による堆積対策、飛砂対策などを要望しているものでございます。このため、芦屋町独自の構想は持ち合わせてはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

件名、特別養護老人ホームについて。

要旨1及び2については、22年度及び24年度公募に係る内容でございますので、一括して答弁させていただきたいと思っております。

まず、22年度の公募につきましては、福岡県から整備方針が出されたのが、22年4月21日で福岡県のホームページにアップされました。

その整備方針において、北九州圏域である遠賀・中間地域に特別養護老人ホームの整備枠として50床が示されておりました。町においては、県福祉環境事務所への協議書の提出期限が22年6月30日とされたことに伴い、町への公募提出期限を22年6月11日として、22年5月18日に町のホームページにアップしました。24年度の公募につきましては、福岡県から整備方針が出されたのが、24年2月27日で、福岡県のホームページにアップされました。

また、その整備方針において、北九州圏域において、90床の整備枠が示されており、その整備枠については、前年11月の県のヒアリングにおいて、当該市町村が整備意向を示していることが条件とされていることから、うち80床が芦屋町の整備枠であることが確認できました。

また、協議書の提出につきましては、県の整備方針によって、県への提出期限が24年4月20日と確認できましたが、24年度公募については、提出先が保険者である介護保険広域連合とされ、その介護保険広域連合からは、24年3月2日付文書で24年4月12日までに提出しなければならないこととされておりました。

このことを受けて町では、県の整備方針によって施設種別ごとに1事業者しか協議書を提出できないため、選定委員会の日程確保などを踏まえ、24年3月26日を町への締め切りとして、24年3月9日にホームページに掲載しております。

また、申請の意向を示していた2事業者につきましては、県より整備方針が示された直後の24年2月28日の時点で電話で県のホームページを確認するよう伝えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

まず、芦屋海岸里浜づくりについてということで、私も定期的に400本植えた

ところについては、現地調査をやっております。想像以上に成長というか、まだ3カ月程度ですけれど、3月末、4月初めのときには、異常なる風が吹いて、十数本、まあ十二、三本ですね、砂が覆いかぶさっていたんで、ちょっと心配はしてたんですけど、課長のお話のように非常によく育っていると、しかも1本も植えかえはしてないということでしたから。

これについては、今からずっと検証していかなければなりません。その際に、よくあそこの今のところ2番目にかかわることでしょうけど、技術検討委員会で今から調査なり学者を、専門家を入れて話をされていくでしょうけど、このスケジュールについては、当初の私たちに、議員の皆さんに資料をいただいているのは、3年間の実験施工を考えて27年でしたっけ、それから成長しておれば3万8,000本の植樹を進めていくという、そういう想定になっておるようですが、さて、この技術検討委員会の、町として3年間というのが本当にそれでいいのかというところが、私非常に心配してるんですけど、その辺、技術検討委員会ではどのように考えられておるのか。ご意見をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

技術検討会は、里浜事業そのものは県の事業でございますが、技術検討会は県と町が事務局をしております。県としては、先ほど申しましたように開催未定ということで答えさせていただきましたが、町としては必要があれば開催をしていいというふうに考えております。ですから、まず1年後とか、そういうところを目安に県と調整をしていきたいというふうに考えております。

また、3年後以降に本格施工ということなんですけれども、それについても検証が終わってからということになるかというふうに思いますので、その点については未定だということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この400本の実験施工というのは、施工は、いわゆる3万8,000本を植樹する、まあ年度はわかりませんが、そういう中において進められていく一つの前提ではありますね。

その際に、この昨年の6月議会とか12月議会、本年の3月議会で私は質問しております。21年の6月に福岡県と芦屋町が国土交通省港湾局計画課に申請した芦屋港にぎわい協働創出振興計画総工費2億8,000万円についてこれについて質問を3回ほどやっております。

そのときの質問の内容は、振興計画案を議会にも諮らず、申請したことに対して、いつ議会で審議するつもりであったのか。また、維持管理についてどのような協議をしてきたのかという質問に対して、回答が、当時の民主党政権の事業仕分けの関係でこの交付金事業自体ができなくなった。よって事業を取り下げており、今の事業とは何ら関係ないと。また維持管理の協議は進んでいないという答弁でした。

維持管理の協議は進んでいないとは思いますが、今回の400本の施工の事業というのは、福岡県の単費で行うようになっておりますが、私は副町長の鶴原さんが企画課長のときにこのようなことをおっしゃいました。社会資本総合整備計画の福

岡県の事業に芦屋港港湾環境整備計画の一環としてというような話があったわけですが、これについては私、国土交通省の港湾局、それから福岡県の港湾局に担当者に問い合わせしてみたんですね。そうしますと、副町長が言われたように、芦屋港にぎわい協働創出振興計画ではないけれど、そういうような社会資本総合整備計画の中の芦屋港港湾環境整備計画に基づいてやるんだと。そしてその内容は、先ほど言いました21年6月に振興計画が出てますが、それを踏襲するということがでした。

したがって、今まで平成21年までに考えられていたこと、研究協議されてきたことがだめになったのではなくて、それがいずれは問題なり、また課題として表面に出てくるというふうに考えています。

よって、私は、この件について説明質問をさせていただきます。

まず、そういう振興計画案を国に申請されたわけですけど、21年の6月に。そのときに議会や全員協議会で諮ったことがあるのかと。申請するということを説明しましたかと。その計画について、そのことについて質問します。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町では、海浜公園やアクアシアンで堆積する砂、周辺民家への飛砂被害などを解決するよう、機会あるたびに福岡県へ要請してきました。このような背景を踏まえ、福岡県では、平成18年から里浜づくりに係るワークショップを立ち上げ、そのワークショップで検討された計画素案を具体化するため、地域住民などで組織された里浜づくり実行委員会や技術検討会などの審議を踏まえ、里浜づくりの計画案が策定されています。平成20年12月の議会全員協議会において、里浜づくりに関する説明を行っており、喫緊の課題である飛砂被害を軽減する里浜の実現について合意は諮られていると理解をいたしております。

したがって、港振興交付金事業、芦屋港にぎわい協働創出振興計画は、平成21年6月に福岡県とともに共同申請をいたしました。

なお、議員がおっしゃりますように港振興交付金制度につきましては、21年度に交付金制度そのものがなくなり、申請は認められなかったことになっております。予算審議につきましては、事業費を予算計上いたしますので、議会で予算説明をする考えでございましたが、先ほど申しましたように交付金自体がなくなったため、事業を取り下げております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

申請したのが21年の6月で、そして民主党政権になって事業仕分けということで、もしこれが事業仕分けにならないで平成22年の4月に認可されていたとしたら、その時点で議会に諮りそして審議するということがあったと思うんですけど、その際に、さまざまな情報にしろ、資金の問題にしろ、そしてこのボランティアの皆様方の汗と協力に基づいてやらなければならないこの事業を、決定してから審議するということがいかなものかなと思うんですね。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この事業につきましては、里浜の経緯につきましては、18年の12月から20年の3月まで第1回から第6回のワークショップを行っております。この間、広報でもお知らせをしております。また、20年の10月から21年の3月にかけて、第1回から第3回の技術検討会を行っております。先ほど申しましたように20年の12月には、議会全員協議会で、里浜づくり事業の背景、経緯、概要などについてお話をさせていただいております。

また、20年の12月には、全員協議会后に、芦屋海岸における飛砂対策についての要望を町から県へ要望書も出しております。

また、21年の3月から23年の3月にかけて第1回から第4回の実行委員会が開かれております。

こういう経過から考えまして、里浜づくり事業については合意が得られているものと考えまして申請をしたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その技術検討委員会の中で、今の振興計画を県と町が検討しながら申請する中で、結果的にはそれが認可されなかったということでしょうけど、その中で平成21年の6月に申請されたわけですね。その中で、まだ認可されない1カ月、だから平成22年の3月には、芦屋港湾海岸里浜緑地、仮称ですけども、管理に関する基本協定案が策定されております。そして協議されておるようですが、その基本協定案というのが、福岡県が町と協議して出された内容なんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

県が町に示されたのは、22年の3月に県が里浜緑地（仮称）に関する基本協定書案を示されました。このことというふうに。示されたのは22年の3月だというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それは示されただけであって、それを協議して町としてもその協定案に対して賛同するという意味ですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋港湾海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する基本協定書案と芦屋港湾海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する覚書について、先ほど申しましたように22年の3月に県から提示をされております。

これにつきましては、これが初めて、22年の3月が第1回目で示されたもので、2回目については22年の9月に行っております。ただ、港湾緑地と芦屋海岸遊歩道等の管理の協定案の締結が23年の4月ということで、先行して協議を行いました。

たので3回目は23年の8月に行っております。

町としては、当初から飛砂効果があらわれるまで福岡県による維持管理が基本ということです。まだ合意には至ってません。まだ協議の入り口段階というふうに町のほうでは認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この振興計画という形ではなくて、今言いましたように、社会資本総合整備計画の中で、今後3万8,000本を植樹するということになれば、そうやって進められていくと思います。そうしますと今土台となりました今、基本協定書、それからまた覚書、それに沿って進められるのかなと思うわけですね。そのときには、やはり事前に議会の私たちにそういうものを情報を流していただいて、町と我々で協議していく、そういうものをやはり進めていく必要があるかと思うんですね。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

協議が具体化になりましたら議会のほうにご提示したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その協定書案、それに覚書に関することなんですけれど、その管理一覧表によれば、10年後は芦屋町が維持管理を行うとなっている。もちろん10年以内に植樹して3万8,000本を植えて、10年以内も当然、町がじかにする必要のあるものもあるでしょうし、10年以後は芦屋町が維持管理を行うというような、これもまだ決定ではありませんでしょうけど、そういう話し合いもなされたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

覚書の中に10年間は県が行うものとし、それ以降は芦屋町が行うという文言があります。

ただ、先ほども申しましたように、町といたしましては、当初から飛砂効果があらわれるまで福岡県による維持管理が基本という考えでございますので、10年というのはまだ決定したわけではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その際に、10年後に芦屋町が維持管理を引き継ぐというような内容ではありましたが、今、芦屋港の背後地になります緑地A、それからB、Cの3カ所が、芦屋町が管理したと思うんですね。その管理経費として、維持管理費は平成元年から

平成14年までの経費は町が払ったというふうに聞いておりますが、幾ら支払ったということになってますか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

港湾緑地の管理でございます。平成元年から平成14年までの14年間約8,700万でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それから、海浜公園遊歩道は平成22年度までは、平成15年から平成22年までは町が支出してきて、今回の背後地のA、B、Cの問題、それから砂の除去の問題、里浜づくりとの3点セットといいましょうか、そういう中において、23年度からは県が支払うようになってると、実際支払ってきたということですが、平成15年度から22年度までに町が支払った経費というのは幾らでしょう。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

平成15年から平成22年度の間、海浜公園遊歩道等の飛砂対策の費用として2,732万3,000円を支払っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そうしますと、港湾背後地の緑地の金額、それに砂の除去費も合計1億二、三千万円を支払ったことになるんですね。

どうでしょう。港湾をつくる際に、港湾緑地のA、B、Cを、まあ町がせっかくならばそれをつくっていただきたいという要望のもとにつくっていったと思うんですけど、この維持管理費が1億2,000万を超えるような、なったということは想定どおりの金額であったかどうか。想定外であったのか。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

想定内か想定外というそういうお話ではないと思います。やはり、背後地の港湾緑地については、立派な公園をつくっていただいておりますので、それなりの維持管理をしてたくさんの利用客に来ていただきたい、憩いの場所にしていただきたい。そういう形で維持管理もやってきたらろうとは思っております。

ただ、当時の維持管理のやり方と今現在の維持管理のやり方というのは、若干、予算計上を見ても現在のほうが少のうございますので、効果的な形で維持管理をしていきたいという考え方で今は取り組んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

社会資本総合計画に基づいて、また、その3万8,000本の松の植樹については表面化してくるだろうと思いますが、今、そういう維持管理費がかなりの金額がかかるということを、私は、今、申し述べておるわけです。

広さからすると、あの緑地A、B、Cの大体4倍ぐらいの広さになるだろうと思います。3.8ヘクタールの広さというのはですね。そのときの10年後とはいえ、引き継いだときの維持管理費、そういうものが大変な金額になるということを心配しております。

それと同時に、やはり3万8,000本の植樹した際の汗と労働によるボランティアの皆さん方、今は400本ですから、植えるときはボランティアの皆さんがかなりの人が来られて掘られておられましたが、じゃあ何回か砂を取ったりですね、そういうことをされているのがボランティアであったかどうかわかりませんが、かなりの人のボランティアの方を要請しなければ3万8,000本の管理はできないと思います。

そういう意味では、慎重に3万8,000本植えることが本当にいいことなのか。そういうことを危惧しておるところです。

それから、私は、今の試験、実験施工は3年になるのか4年になるのかわかりませんが、あの前砂丘、堆砂垣、静砂垣を乗り越えて砂が入ってくる。そして4年、5年すれば1メートル50ないし、2メートル近くの植樹に成長すると思うんですけど、そういう防波になるようなものが、それを乗り越えて成長した、青々としたその先っちょに砂が当たり、そして傷つけられ、そして塩害によって枯れていくというようなことも考えられます。そういう意味では、実験施工というのは、3年、4年ではなくて、よくまあ5年とか10年とか、そういうようなことも考えていただきたいなというふうに思っています。

次に、高さ3メートル、長さ185メートルの防砂フェンスについては、県の事業だと、こういうふうにおっしゃってますけれども、やはり、芦屋海岸の景観、それと美観を損なわない観光資源の喪失につながるのではないかというふうに考えます。

それと同時に、今現在、海浜公園遊歩道には、毎年のように高さ2メートルの緑のベルト地帯の樹木を砂が覆ってますね。それを3メートルの高さだからといって、これは2年、3年もしないうちにその3メートルを超えてくるだろうということも考えられます。その辺については技術検討委員会でもどのようなふうに、芦屋町として見解を持っておられるのかなと思っています。質問です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

防砂フェンスですが、そもそも福岡県による里浜づくり事業は、芦屋町の飛砂被害の対策を県へ要請したきた経緯がございます。海岸に近い幸町地区、白浜地区、浜崎地区の住民の皆さんにとっては、飛砂によって生活被害を受けており、さらに芦屋町にとっても海浜公園や中央病院などへの飛砂被害も甚大であり、飛砂に対しては、里浜づくり事業と防砂堤側道路の砂除去とセットの対策を県に行ってもらふ必要があると考えております。

また、県は、防砂フェンスにつきましては、防砂フェンスも含めた里浜づくりの

効果を見守っていきたいというふうに答えられております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうふうな松の成長もそうですが、やはりそういう防砂フェンスにしろ、3万8,000本の松にしろ、飛砂対策という観点でしょうけど、その原因は何かというと、やはりそういう広大化した砂浜が原因ですね。県も認めてますように、港湾そのものの建造、そして港湾を航路を守るために防砂堤という形で砂がたまってきた。結局は、差というのは砂の堆積です。

町長も以前言われました。今回は、背後地の砂を取り、それから野積み場にあった砂を1万8,000立米除去したわけですけど、町長もやはり汀線ですね。前進してる汀線250から300メートルぐらいになっている汀線を、後ろに下げるといっては砂を除去していく、そういうことをやはり進めていかないと、松を3万8,000本植えたとしても、汀線は毎年毎年3メートル、5メートルずつ前進しています。その辺、町長、再度汀線を後退させるための、そういうことについて、県にぜひ説明をしていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど私答弁しましたように、これは芦屋町の問題だけではない。それは議員もよくご存じで、岡垣町は浸食されてる。芦屋町は堆積しているということで、確かに行政は違いますが、これはもう行政を超えて、これはもう一つの問題であるということで、岡垣の町長と一緒に、これは両町合わせてやりましょうということで、そういうふうな協議会をつくらうということ为先ほど申し上げました。

芦屋町とすれば、松の植樹と砂の除去は、これはもう一体ですよと。除去は除去ということで本年も除去をしていただくように、これはもう例年というか通年である程度除去していただくというふうに強くお願いいたしております。

今回も、たしか今月やったかな。あそこの土木事務所で各管轄の市町村集まって陳情会がございます。そのときにもお話するようにいたしております。事あるごとにその砂の除去というのはお願いをいたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう力強いお言葉をいただいてうれしいわけですが、やはり私は、提案をさせていただくとするならば、やはり、海岸線の汀線200から250、ないしは300メートルある汀線を今から20年ぐらい前のように汀線そのものを50メートルぐらいにしていくためには、まず、海岸線の砂を5年、10年かけてでも取ると、そうすれば砂現象はなくなります。ほとんどなくなります。松の植林も要りません。防砂フェンスも要りません。そして植林維持管理のためのボランティアも要らない。海水浴客もたくさんの方が見えられると。やはり海岸線の汀線を後退させるために砂を取ることが、景観もよくなるし、一石六鳥じゃないかと。

つまりこのようなことをすることが、破壊されたものの海岸線を復元、回復する

と。私は、次々と新たなる向上を行うことは、屋上屋に架する、私は町長に申し上げた勇断を持って今の点について苦心していただきいなと。

とにかく砂を何年かけてでもいいから取ってほしいということを要望しまして、この件については終わりたいと思います。

次は、特別養護老人ホームについてですが、今、説明がありました。

私は、特別養護老人ホームの開設を願う多くの町民の皆さま方、高齢化社会に向けて老々介護の皆さんもおられますし、それから要支援の方々も高齢化社会の中で増加しつつあるというふうに考えております。その中であって、今年、芦屋町高齢者福祉計画も策定されてますし、また、芦屋町に特別養護老人ホームの早期開設を求める陳情書、それでわずか2カ月足らずで三千三百、四百を超える人たちの思いも受けとめなければならないと思っております。

そういう中であって、この特別養護老人ホームについての質問をしていくわけですけど、その50床というのが22年度、80床というのが今年度ということなんですけど、その枠の根拠というのは、どこからその50とか80が出てきたのか。回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、50床でございます。

21年6月に50床の整備量を要望しておるんですけども、これは当時の高齢者の増加率、それから26年度に必要なと見込まれるサービス量を見込み、当時約70人いました特別養護老人ホームの入所者と比較し、約50床の不足が見込まれること、27年度以降も高齢者の人口も増加するとの見込みから要望したものでございます。

次に、80床についてでございます。

これは、23年度において80床を要望した根拠は、県が22年10月1日現在で特別養護老人ホーム入所申込者状況調査を実施しております。その中で、芦屋町の状況ですが、入所申込者が約100名いること。さらに、要介護の認定を受けている自宅者がいることも考慮し、それと町の財政負担などを踏まえ、要望したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

2012年の3月9日のホームページを見てみますと、芦屋町独自のホームページが、ダウンロードしまして印刷をしたものがあります。平成23年の3月26日までと、提出期限がですね。その中で、7ページほど印刷しておるわけですが、福岡県のその方針、施設整備の方針なるものが何十枚かここ出てくるわけですが、この22年度については、課長にお話したときに、22年度の分のホームページはありますかというふうに聞いたわけですが、今、削除されたのか、パソコンの変更によって、それはありませんということでしたけど、実際どういうふうになってたんでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町のホームページにつきましては、先ほどご答弁させてもらいましたけども、22年の5月18日から6月11日ということで町のホームページにアップしております。

ただ、ホームページにアップしましたコンテンツにつきましては、時々やっってるんですけども、サーバーに残しておく負担が大きいということでクリーンアップ作業をやりますもので、この関係で現在はもうコンテンツは残っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それはサーバーとのかかわりの中で、意図的に消されたのか、これは表と裏がありまして、表のほうを消したのであって裏のサーバーには芦屋町のサーバーとして特定したものがあられるわけですから、それはもう削除したという意味でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ホームページのサーバーにつきましては、具体的には企画政策課のほうで、私が以前おったときにはホームページの容量が大きくなるんでということで、担当課のほうで削除してくださいというその手順がございますので、その手順に基づいて削除してるわけがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

削除したとしても、そういうような、ここに24年度今年度の分があるわけですね、カラーで作られたものがですね。こういうのがちゃんと保存する義務があるだろうと思うんですけど、保存すらされてないということになりましょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この協議手続に関しましてなんですけども、これにつきましては別の決裁文書でちゃんと取っております。協議手続を、芦屋町で実施する6月11日を、芦屋町への締め切り期限として保存しておくということで、きちっと公文書としては残っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

決裁についてはそれでいいとして、これ、データはそんなにたくさんあるわけじゃないんですけど、まあ意図的に削除したとしても、このプリント自体はあるんでしょ、22年度の分。

24年度分は、私もこうやって持ってるわけですけども、22年度のホームページで作成して表示されて、そして削除された。データが多くなるといけないから、

2年前ですから削除されたんでしょうけれど、この印刷そのものがありますかと言っています。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、まさしく妹川議員が持たれているものが、コンテンツでございます。こちらについては、現在記録としては持っておりません。もう削除しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それ非常に疑問に思うんですけどね。この3ページ、4ページですよ。7ページありますけど、これ自体は、当然削除される前には、ダウンロードされて、そしてこれは保管する義務があるだろうと思うんですけど。

ここの芦屋町例規類集に、この芦屋文書事務取扱規程というのがありますけど、こういうものから照らし合わせると、この保管、保存及び廃棄ということで、永年と10年と5年と1年とゼロ年という形で、保管及び保存を要する文書の年限はということになってます。この芦屋広報ですら、5年間は保管しなければならないということなんですよ。

これ、非常に大事な書類だと思うんですけど、これはもうないんだということで、もうそういう当然ですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほども申しましたように、この協議手続を芦屋町で受け付けます、それからホームページで周知を図りますということにつきましては、この意思決定の決裁文書につきましてきちっと残っておりますので、公文書規程には当たってない。ただ、ホームページのコンテンツにつきましては、芦屋町のホームページの、いわゆるコンテンツデータの取り扱いにつきましては、削除するということは各課長の判断で行うことができますので、削除してもう現在は残っていないということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

別な件なんですけれど、22年度に限って質問したいんですけど、この施設整備上の留意点ということで、「社会福祉施設の設置については、その性格上、地域住民の理解と協力が得られて初めて健全な運営が可能であること及び当補助金が税を財源とするものであることから、地域住民に対する説明、情報提供が事業者より事前に十分なされ、理解と賛同を既に得ていること」ということなんですね。それと、町長の意見書については、「当該市町村の老人福祉計画、施設の建設に対する地元住民の意見等を踏まえて、施設の必要性が明らかになるよう作成すること」というふうなことになっておるようです。

それで、やはり今回の24年度についてはさまざまな要件があって、多くの町民の皆様方がこの特別養護老人ホームの必要性というのは、当然その老々介護の問題、今の高齢化社会の中で必要性をみんな考えられて、そして署名も始まっていて、町

民のみんなのものになってきたかと思うんですね。

では、そしてまた、昨年9月においては本議会で請願、そして意見書採択というような形で進められてきました。これが初めて、町民の皆さん、議会の皆さんにも、私も含めてですけど明らかになっていったような気がしてなりません。で、22年度はどうであったのかというふうにかう思わざるを得ないんですけど、本当に地域住民の方々が、そういう、特養というのは本当に必要性ということは感じておられながらも、町がそういう特養の――例えば、2年前は50床ですけど、その特養がこうやってとれるようになるよとか、そういう情報を流してきたのかと。また、議会の皆さんが2年前、町長が平成22年の6月29日に意見書として出されてます。そういうことについて、50床をですね、枠があって、ある事業者の方を申請されたと思うんですけど、そのことについて全員協議会や議会や委員会で論議されたことはあるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、今回、24年度につきましては3月の委員会のほうできちっと特養の枠についての説明がございました。それ以前の件なんですけども、まあ、以前というか、今、妹川議員が言われましたように、公表を事前にとということだと思えますけども、この点についてちょっと答弁させていただきたいと思えます。

結論から申し上げますと、芦屋町が特別養護老人ホームなどの整備枠の要望、いわゆる前年度ヒアリングとかこういう未確定なものにつきましては、公表すべきではないというふうを考えております。その理由としましては、芦屋町の要望がそのまま県の高齢者福祉施設などの整備方針に反映するかどうかわからないためでございます。具体的に比較するとわかりますが、22年度、それから24年度の県の整備方針で内容が異なっております。

例えば、1つ目としまして整備箇所の問題がございます。22年度の県の整備方針では北九州地域、ご存じのとおり、遠賀・中間地域で整備枠を示しており、遠賀・中間地域であればどこに整備しても構わないというものが22年度の整備方針の内容です。しかし、24年度の県の整備方針につきましては、22年度の整備方針とは違い、整備枠は前年度に県が行ったヒアリングにおいて、「町が整備意向を示していることが条件」と記載されておりました。ここがもう決定的に違っていました。自治体ごとに整備枠が配分されているということです。このように、特別養護老人ホームの整備事業者や整備枠は県が決定するものであり、県の意向により整備方針の内容も変更されてまいります。

それから、昨年4月なんですけども、介護保険の広域連合から「特別養護老人ホームの整備枠は、日常生活圏域ニーズ調査などの結果を踏まえ、介護保険事業計画で調整していく」とされ、「最終的には、県が策定する福岡県高齢者保険福祉計画で決定するものです。自治体が要望する内容が反映するものではない」ということがわざわざ注意書とされております。したがって、芦屋町の要望を公表することで過度に町民の期待感を抱かせることにもなりかねません。それから、事業者へ不確かな情報を提供することにもなりかねません。芦屋町の要望内容というのは、このようなことから事前には公表することは差し控えたほうが良いというふうを考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もし、22年度のときに、そういう、町民の力強い応援、そして議会議員の応援、そういうものが22年度にあってたら、22年度は水巻の業者が50床をとったと。で、芦屋町ですね、その際に水巻のほうでは署名運動までやっておるんですね。つまり芦屋に負けるなっていうか、水巻は水巻で署名運動をやってそれが中央に行ったのか県に行ったのかわかりませんが、まあ、そういうふう聞いてます。署名運動が始まって芦屋に負けるなよというような形だったと思うんですが、そういう形で2年前に、そういう、署名運動なり、また議会として意見書が出てたりしてたら、そこで遠賀・中間市4町ですね、それで50ですから。

そこで、やっぱり審査の段階でどちらにするかということになると思うんですけど、そういう、今回はこうやって今年度が来年度、25年度に繰り延べされるということになっておるようですけど、まあ、そういう意味では、芦屋町として何事業者が申請されるかはわかりませんが、でも、20年度の件に対して考えれば、町長の意見書についてはもうやはり、「この施設が計画されている山鹿地区小学区には介護保険施設が全くないため、今回併設されるデイサービスなどが整備されることにより、地域介護の拠点施設となることが期待されます。」というようなことを書かれているわけですけども、知事あてに。でも、肝心の地元住民すら、それが、50床の申請がなされていることすら知らなかったということは何だったんだろうかなと、こう思うわけです。

やはり今、課長が言われるように、そういう、みんなが望んでる介護の、その特養については、情報を町民の皆さん、議会の皆さん、そして事業の皆さん方にも、多くの方々がやっぱりその申請、協議書を申請されるような、そしてお互いに申請予定者の方々が競争し合うことによって、いい特養ホームができるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、来年度になるかもわかりませんが、そういう情報をよくこう発信していただきたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、2番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

2番、内海です。午後の大変お疲れのところ恐れ入りますが、一般質問をさせていただきます。

「食」は、私たちが生きていく上で基本的な営みであり、健康な生活を送るためにも健全な食生活は欠かせないものであります。しかし、世界情勢が目まぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で毎日の食の大切さは忘れがちです。栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、食生活に関して多くの問題点が指摘されております。

特に、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものと極めて重要であります。

以上のことから、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

件名 1、食育について、要旨 1 点目、食育基本法では、「食」は子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけるために何よりも重要であるとし、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

町内小中学校における食育教育の基本的な考え方と具体的な取り組み状況及び今後の課題は何か。

要旨 2 点目、食の安全・安心を揺るがす事件が多発し、食の海外依存の傾向が強まるなど、食生活の環境が急激に変化している中で、成長過程の子どもたちにとって食物は重要な役割を持っています。学校給食の食材については、安心できる食材として地産地消を基本と考えるが、現状の取り組み状況と課題は何か。

要旨 3 点目、食育基本法 18 条には、「当該市町村の区域における食育の推進に関する策定についての計画（市町村食育推進計画）を作成するように努めなければならない。」と明記されています。本町において、食育推進計画を策定する予定はあるのか。

以上の 3 点についてお尋ねいたします。これで第 1 回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、食育について、要旨 1、町内小中学校における食育教育の基本的な考え方と、具体的な取り組み状況及び今後の課題は何かということに対しましてお答えいたします。

平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、この法律をもとに平成 18 年 3 月に食育推進基本計画が制定され、学校における食育の推進の方向性が示され、平成 20 年 6 月に学校給食法の改正により、栄養教諭の役割として学校給食を活用した食に関する実践的な指導等が明示され、校長の役割として全体計画や必要な措置を講じることが示されました。これに沿った形で、町内小中学校における食育教育は、直接的には毎日の給食を通して指導しております。また、年間指導計画を作成し、それに基づいて関連する教科であります、家庭科、保健体育科、さらに道徳、特別活動等で指導しております。

芦屋町の特色ある取り組みとして、年間 3 日の「弁当の日」を設け、子どもたちが自分で弁当をつくることの大変さ、生産者に対する感謝、給食に対するありがたさをわからせております。結果的に残食の減少にもつながっています。今後の課題としては、一般的には、規則的な食事、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加などがありますが、町内の課題としては特に朝食の内容、例えばご飯とみそ汁など和食を勧めることだと考えております。このためには、PTA など関係機関と連携を図って取り組みを行う必要があると思っております。

要旨 2、学校給食の食材については、安心できる食材として地産地消が基本と考えるが、現状の取り組み状況と課題は何かということに対しましてお答えいたします。

平成 18 年 2 月から地産地消の取り組みを行っており、年々少しずつふえております。平成 22 年度における町内の青果組合分と地産分の仕入れ金額の比率は約 7 対 3 となっています。地産地消の地域が郡内の農産物に限られていることから、年

間を通じた安定的な供給は困難だと思われま

す。
以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

内海議員の食育についての3項目、食育推進計画の予定はあるのかということにつ

きまして、私のほうから答弁させていただきます。
国によるこの所管は内閣府でございます。これは、食育基本法第13条で「国民は家庭、学校、保育所、地域、その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、生涯にわたり健全な食生活の実現にみずから努めることとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。」ということになっております。

いろいろな部署にまたがる政策であるため、内閣府で取りまとめをしたものだと考えられるわけですが、またその法律の前文では食育の取り組みにつきまして、まず1点目としては、子どもたちの生きる力のために、2点目として、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病などの食生活改善のため、3点目といたしまして、都市、農山漁村の共生と対流を進め、消費者と生産者の信頼関係の構築を行うというふうになっておるわけでありまして、このように国民運動として取り組んでいくことが課題であると位置づけておるわけでありま

す。
このように、教育委員会関係、福祉関係、医療保険関係、農林水産関係、食品衛生関係など、さまざまな分野に関連していることから、これを総合的に進めるための法律であると考えられます。

国にあっては、23年度から5カ年期間とする第2次食育推進基本計画を策定しています。また、福岡県にあっては、「県民とはぐくむ福岡の食と農推進基本指針」が策定されています。市町村にありましては、現在県下19の団体に策定されていますが、その所管は健康づくり部門、芦屋町でいえば住民課、教育委員会部門、それから農業振興部門、芦屋町でいえば地域づくり課、産業部門とまちまちであります。

議員ご指摘の本町における計画策定の予定でございますが、現時点におきましては、各課においてそれぞれ個別に実施しているというのは議員ご承知のことでございます。これら「食」に関して行政施策として大切なものだと考えておりますが、つきましては、まず議員が言われる推進計画の策定につきましては、現状の分析を各課において行うことが必要だと考えております。

その上で、各課で行っている状況の中で問題があるのかないのか等調整する必要があるものと考えております。このため、これらの調整をまず実施して、推進計画の策定につきまして今後の課題であると考えています。

以上で、この食育推進計画策定の予定はあるのかという答弁を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

それでは、要旨1点目のことについてお尋ねいたします。

私のこれらの質問で具体的な取り組み、これにつきましては、17年の食育基本法、それから、これが策定してまず推進計画ということで、今お話がありましたよ

うに、中学校、小学校それぞれ全体計画を作成し、またその趣旨を明確にして取り組まれているところであります。取り組みの内容については、どちらかといいますと、教科に沿ったような形が、若干、見受けられるといいますか、というような気がしております。それで、食育というのは教科に特化するんじゃないくて、あくまでも町民上げて、いろんな生産者もおられますし、保護者もおられる、地域の方もおられる、そういうような方々の連携を持った中での取り組みが一番大切ではなからうかと思っております。そういうような形で進めていければと思っております。

それで、取り組み状況の中では年間3回の弁当、それから、もう1点の課題の中に上がってましたように、朝食の――早寝、早起き、朝ご飯ですか、もうこういうような形の、取り組まれているということでございますけど、ちょっとここで一つお尋ねしたいんですが、朝食の摂取率といいますか、毎日朝食をとってきている児童の数がもし把握できたらお尋ねしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

平成20年から「弁当の日」をやりました。その際に、やるときに、子どもたちの朝食の実施状況を調査いたしました。で、朝食をとってますという子は9割5分を超えています。で、全く食べない人もいるんですが、ただ、先ほど課長答弁で言いました、内容が問題でございまして、子どもにとりましてはパン1個も「朝食」で言っている。で、子どもにとっては果物1つ食べても「朝飯食べてきましたよ」とこう言うんで、それを、じゃあ、中身どんなものを食べましたかっていう調査したときに、これは非常にやっぱり問題があると、和食はやっぱり非常に少ない。

で、パン1枚、トースト1枚、トースト2枚、それに牛乳でも飲めばまだいいんでしょうけど、トースト1枚で終わってるとかそういう実態がありまして、これはPTAのほうにもその話はして、とにかく食べましょう、それが、そのことやっぱり肥満につながったりしておりますので、課長先ほど申しましたように、やっぱりバランスのとれた食事をしっかりとる。なお大事なことは、できたら家族一緒にとっていただきたい。まあ、朝はなかなかいかないでしょうけど、せめて晩飯でも一緒にとるということは非常に大事なんだろうと思っております。内容と、とる場所と、いいですか、雰囲気っていいでしょうか、そういうことがやっぱり食育で非常に大事で、今おっしゃいましたように、町民上げてやるべきでないかというのは、まさにそのあたりだろうというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、朝食の摂取率といいますか、毎日食べてる児童95%と。これは、福岡県が18年に示しました、福岡の食と農の推進基本指針では22年度目標が95となっております。だから、まあ、多分、これをクリアしてるから、まあ、安心できるわけじゃないんでしょうけど、まだまだ100%目指して頑張りたいと思っております。

それで、5%の子どもがまだ朝食を食べてきてないという状況ですけども、まあ、大変問題があると。それで、朝食を食べてきてない子どもたちがどういうような、変化といいますか、学習態度においても、また、運動といいますか、その面においてもどういうような変化が見られるか、その辺がもしわかれば教えていただきたい

と思います。

○議長 横尾 武志君
教育長。

○教育長 中島 幸男君

そのとおりですね。まあ、校区名は言いませんけれど、学校のほうから「朝の給食やってくれんか」という話も出ました。それはやっぱり無理でしょうと。で、学校によっては先生がパンを買って与えている子もいます。で、やはりお腹がすいてるといふ、だから、そこは給食が、学校給食がやっぱり非常に大きなウエートを占めてて、「学校給食だけが」と言ったらちょっと語弊がありますが、栄養のバランスのとれた食事をとってると。ですから、学校給食で何とか栄養がとれてる、バランスよくとれているのを一日に3食の中で、学校給食でクリアしているという子どもたちがいるのは間違いない事実でございまして、このあたりはやはり、これはどこでもそうだろうと思いますけども、芦屋でもそこは課題というふうに思ってます。以上です。

○議長 横尾 武志君
内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

調べたところ、朝食が与える影響といたしますか、これが、先ほど教育長が言われましたように、体にリズムを整えること、やる気と集中力が生まれる、それから脳にエネルギーを与えるということで、早朝からいろんな活動を行う上でも朝食は欠かせないものだと思っております。

それから、学力の面については、これは20年度の全国学力学習調査の結果なんですが、国語のAで毎日食べてる児童は正解率が67.2%、全く食べてない児童は46.8%、これ、20.4%の差があります。それから、国語のBではこの差が21.2%、算数Aでは18.8%、Bでは18.1%、約20%から18%の差が出てきていると。それから、中学校におきましては、この差が国語のAでは12.6%、国語のBでは17%、数学のAでは20%、それからBでは18%ということで、やはり朝食を食べてない子どもについては、学力がどうしても低下しているという傾向があるようですので、それについては朝食を食べるような指導が必要ではないかと思っております。

それから、教育長が言われましたように、朝食のメニューでございまして、最近ではケーキやドーナツ、スナック菓子などが朝食になっているという状況でございまして、それで、やはりこの食育というのは学校が進めるものよりも当然家庭が進めることが大事だと思っております。それで、学校の教育現場から家庭にどのような情報発信をされているのか、もし、その辺がありましたらご回答よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君
教育長。

○教育長 中島 幸男君

家庭向けには、一つは、子どもたちは先ほどの給食センターとのかかわりも含めまして、給食のよさ、このあたり、またその感謝の心、こういうものは調理員の皆様方だとか配送される方々についての、そういうのは発信しております。

それから、同じように、その「食」という大切さでは、地産地消も含めまして、きょうの材料は芦屋のどこそこのどなたの野菜ですよと、どなたの人参ですよとか

いう放送も入れながら、子どもたちに地元の野菜を食べているんですよ、そして感謝しましょうというようなことも……、そういうことでまずは心を耕して――ですが、家庭ではどうやってやっているかというお話ししますね。これは、学校だよりの中等で肥満対策だとかとりましょうというか、出しますけど、通常は教科の中で、先ほど申しましたように、特別活動もしくは保健体育、家庭科、そういう教科の中でやるものですから、保護者にストレートにこういうことでおたくのお子さんがどうですよというような話はなかなか出てないというのが実態であろうと思っています。

ただ、PTAの中では、給食の運営審議会等にはPTAの代表さんもいらっしゃいますし、PTAの中で、家庭教育などで各学校やる中では、PTAの家庭教育をやるときに参加者の問題ありますが、そういう中で食育を扱ったり、そういうことで啓発を努めているのはありますけれども、ストレートに書類を出したり、こうだという話はちょっとつかんでおりません。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

家庭での推進というのが一番ネックになるかと思っています。それで、学校で取り組める家庭向けの、事例といいますか、こういうのがちょっとあるんですが、まず親子料理教室とか、それから給食を通したマナー講座によって、それを当然、地域の方々を呼んでそういうようなことを教えるとか、そういうようなものいろいろあります。だから、そういうような形の中で食育、家庭の連携をとっていただければと思っています。

それから、食育推進運動の中で県が18年3月に制定しました食育基本法、食育推進計画の中で毎年6月が「食育月間」ということが定めております。それとあわせて、毎月19日が「食育の日」ということで決められております。それで、学校のこの食育、食に関する全体計画を、小学校、中学校、これ見させていただきましたが、中学校だけでは前期に「食育月間」ということで入っておりますが、小学校には全く月間も入っていない、「食育の日」というのも入っておりません。この辺については熟知されてたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

確かに、全体計画等には入っていないんでしょうけど十分――食育担当者が各学校におりまして、年間3回の「弁当の日」のことも含めて定期的にと申したらあれでしょうけど、年間3回から4回は担当者が集まりまして食育をどうやろうかという、その中で「食育月間」なり「食育の日」については話題になっておりまして、各学校ではこれに出ないんでしょうけど何らかの取り組みはしています。細かな話、ちょっと承知していませんけれども、担当者が出たときにはそういう話が出てますので、十分とは申しませんが、今後この全体計画の中にそういうのも書き込むことも指導したいと思います。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

この「食育月間」、それから「食育の日」というのは、当然これ家庭に周知して、

その中でも進めるべき案件ではなかろうかと思っております。

それから、先ほどから出てます、この全体計画の策定した経緯なんですけども、各学校の食育担当者ということですが、この基本法の中で文部科学省は、「家庭、学校、地域の連携による食育の前進を目指し、その中核的な役割を担うものとして栄養教諭の配置を進めています。」ということが明記されています。それで、私、先だって中学校の入学式に伺いましたときに、名簿を見ましたら、「栄養教諭」という名前が見当たらなかったんですけども、配置はされてるわけでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

芦屋町には栄養教諭は配置されてません。これは、新しく栄養教諭は、先ほどもお話にありました、学校給食法なりが改正されたとき栄養教諭が出るようになっていんですが、これ、単位を取らないといけないんですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）したがいまして、事務所管内で今何人配置しているか、ちょっと承知していませんけども、10人程度いるんじゃないかなと思っております。

で、栄養教諭は、栄養士、今、町に栄養士がおりますが、栄養士がさらに学校教育に関する研修なり単位を取って、そして栄養教諭に変わってきてます。ですから、基本的には栄養士、給食センターのほうに配置されている栄養士が単位を取ると、そういうお話で、これ、ちょっとやっぱり経験が要るようでございますので、ちょっとまだ時間がかかるんだろうと思っております……。私たちも「栄養教諭を配置してくれ」ということも言ってますが、栄養教諭が来ますと普通に授業ができるようになるわけです。今の栄養士でしたら、ゲストティーチャー的にしか学校の中で使えません。そこらのよさがありますので、栄養教師の配置につきましてはお願いしてませんが、芦屋町にはおりません。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

これ、栄養教師と、それから芦屋町では多分学校栄養職員という形で配置されていると思います。それで、栄養教諭というのは、先ほど教育長が言われましたように、教育免許法に基づく免許状の所持者であって、一定水準の教職の専門性が担保されているもので、ここが大きな、まあ、児童生徒の栄養の指導・管理ができるということで、これ、学校全般にわたっての管理者ができるという職名でございます。

それから、今現在芦屋町がやってる学校栄養職員というのは、これは、学校給食の栄養に関する栄養士、管理栄養士、こういうような専門的な事項をつかさどるものを任務としており、食に関する指導が職務に位置づけられてないということで、まあ、幅広い職責を担っていないということがございます。

それで、全国的の部分がありますが、福岡県でこの食育教諭、調べさせていただきましたら、福岡県760校ございます。その中で213校配置されています。まあ、パーセントで約30%程度ということで、まだまだ行く先は長いんでしょうけども、まあ、できるだけ学校全体で取り組むという意味合いからいけば、やはり食育、栄養教諭は必要ではなかろうかと思っております。一日も早い設置をお願いしたいなと思っております。

それで、栄養教諭を配した場合の効果というのがあらわれております。これをちょっと読ませていただきますと、「教職員の食育の推進に向けた意識が向上した」

とか、「児童生徒の朝食欠食率が低下し、朝食欠食のゼロの日がふえた」、「魚や野菜の摂取量が増加し、給食の残食率が低下した」と、「養護教諭との連携により、肥満傾向が改善された」と、まあ、いろんな、るる上がっております。そういうような点におきましても、できるだけ早く栄養教諭を配置していただきたいという要望をいたしておきます。

それから、要旨2点目に移らせていただきます。

給食センターの概要なんですが、先ほど18年2月より地産地消に取り組んでいられるということで、金額的には7対3、要するに地産地消が3割というようなお話でございましたけども、これ、量的なものがもしわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

量的には、現在は地元、JAから入れる分につきましては50%を超えているというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

この地産地消の推進についても、県のほうで目標値を定めておられます。これが22年度目標で、16郡で65%という数値が示されておりますし、まあ、それからいけば、ちょっと芦屋町まだまだ少ないのかなという気がしております。

それから、この地産地消を進める意義というのがございまして、これはただ単に子どもたちの健全育成じゃなく、生産者から見れば、栄養士や子どもたちに感謝されることに対する喜びを感じるとか、または漁業・農業の振興につながる、食べ物の香りや味を感じることで地域の食文化につながると、幅広い意味を持っている状況でございます。

そういうような中で、18年の3月に食育、地産地消に着手されたわけなんですけども、県のホームページに芦屋町の地産地消、取り組んだときの状況が載っております。その中で、芦屋町の取り組みとして各学校長、それから学務課長、まあ、これ当時の名前なんですが、産業観光課長、給食センター係長、栄養士、生産組合代表者、認定農業者の会会長、JAおんが園芸畜産課長補佐、北九州普及センター園芸畜産課長を構成メンバーとした「芦屋町地域食育推進協議会」というのが設置され、学校給食の地産地消に取り組んだ経緯がございます。

それで、現在この活動そのものが、ホームページには載っているんですけども、どのような活動をされているのかお尋ねしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

福岡県食と農理解促進事業補助金に採択されるように、生産者、代表者、先ほど議員言われましたように、10名を委員として平成17年10月に産業観光課を事務局として設置されております。当協議会の目的が学校給食への地元農産物の利用促進であったことから、地産地消に伴う野菜類の仕入れ額が先ほど述べました率と

なっていることから、当協議会自体存在しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

各学校で、まあ、これ、全国的な傾向なんですけど、食育を進める上での問題点というのが一つございまして、これが、そういうような協議会が、なかなか、立ち上げにくいといいますか、協力体制ができないというところが、大きなネックの中で進められてないというのが現状でございます。まあ、幸いにも、芦屋町は18年で進めた段階でこういうような協議会をつくり、着手した経緯がございます。それで、私は、この、協議会といいますか、これを使うといいますか、再度立ち上げて利用すべきではないかと思っております。

「食育」というのが、今言ったように、栄養士がただ単に考えるものではなくて、やはり生産者側、それから消費者側も入れた中での考え方というのが出てくると思いますので、その辺についてももし再度設置ができるのであればやっていただきたいと思っておりますけど、その辺どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ちょっと大変苦しいんですが、その設置の、大前提といいたいでしょうか、設置したときに、今、課長が申したような状況がありまして、私たちも地産地消は随時に進めたいという思いを持っておりますけども、実はその値段だとか品質、特に品質、安心、新鮮なものでは地産でやると、そのとおりは目に見えてわかるんですが、これ、やっぱり町には組合がございまして、この組合のほうをとらんでいいかという話になる、それは簡単だと僕は思っています。しかし、そこらの地元の産業の振興ということも片一方にはありますし、それぞれのバランスをどう図っていくかと、そこら非常に苦慮しているところがございます。スタートしたときも非常にそこは、なかなか立ち上がらなかったのはそこだったろうと思っております。まあ、皆さんのご努力でできたわけですが、これは改めて立ち上げて、立ち上げたら多分やろうとなるんだらうと思っておりますけど、このあたりはちょっと研究させてください。今ここでどうしますという話、非常に言いづらいんですが、少し関係各課または、今おっしゃいました、いろんな団体の方々ともどういう形がいいのか、それから地元の商業振興ということもあわせながら、少し考えてみたいと思います。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

皆様ご存じのように、現在政府のほうではTPP——環太平洋経済連携協定というのが、まあ、これは野田内閣のもと参加交渉が進められております。まあ、まだ行き先はちょっとはっきり見えないんですが、もしこれが、ゴーサインが出れば、必ず安い外国製品が大量に入ってくるだらうと思っております。そうすれば、ますます子どもの安全性がどうなのかなという、私は危惧しているところがございます。

まあ、そういうようなところからも、やはりこの「地産地消」というのは当然進めるべきだし、今以上の数値を上げるものだと思っております。そのためにも、このような協議会の設置、また設置が無理であれば、今納品されている業者の方々と

十分な協議をした中で、できるだけ地元産、先ほどの答弁では食材がそろわないということがございました。18年に導入したときは、多分JAおんがということで、遠賀郡内、中間の範囲内だったと思ってます。ただ、22年の10月には、これが北九州、西部・東部農協と合併して、今現在、JA北九になっておりますので範囲的にも広い。だから、そういうようなところからも「地産地消」という名目の中で食材を入れることは可能ではないかと思っております。

また、幅を広めれば、福岡県内ということも大きな意味ではよりいいんではないかなと思っておりますので、ぜひこの辺について何らかの形をとった中で、地産地消をより一層進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、要旨3点目につきまして、食育推進計画、先ほど町長の答弁にございましたように、やっぱり今後課題等抽出してやっていくという方向でございます。

今、芦屋町の「第5次マスタープラン」、これの38ページの、「子どもがのびのびと育つまち」というところに、「豊かな心、健やかな体の育成」ということで、「健康教育、運動の習慣化、食育などの取り組みを進める」ということで、ここに「食育」という言葉が1カ所上がっております。

それと、あと、もう1点、農業部門のほうで、「活力ある産業をはぐくむまち」第5章のこの48ページには、「地産地消」ということがうたわれております。先ほど町長の答弁では、各課でいろいろ取り組んでるという意味合いもございましたけども、やはりその各課で取り組んでいる実態はあるにしても、これは一つの、町を上げての問題だと思っております。まあ、点を線、線を面に結ぶことによって、より多くの町民の方々が健康に気をつけ、やはり自分の持っている力を十分発揮できるんじゃないかと。特に、食材の選ぶ力とか安心・安全を見極める力、自分の健康をどういうふう維持するかというのは当然必要ではなかろうかと思っております。そういうような点からも、ぜひこの食育推進計画をつくっていただきたいと思います。

それから、今、町長が言われましたように、この食育推進計画の中身というのは、今県下の分も見ましてもいろんなパターンがございます。まあ、先ほど言われました、農政に関すること、それから健康に関すること、それから食生活に関すること、いろんな分野がございます。また、私は、芦屋は芦屋町の特色のあるものをつくっていただければという、念願するものでございます。

最後に、その辺の決意を込めて、町長の再答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後、今、そういうことを答えてくれということ先ほど私答えたつもりでございませうけど、これ以上言うことはないわけでございますが、先ほど来より教育長答弁されておるんですが、まあ、「地産地消」というのは、もう当然これは行政も地域の方も皆さんも十分認識されておられることであろうと思っております。ただ、そのやり方だと思っております。まあ、その辺で、じゃあ、だれがそのリーダーシップをとって、その、どういう形にするかというのが、その実行をする上でのそのプランというのが一番大事なことだと思っております。

まあ、芦屋町は幸いなことに漁業組合支所が2つ、それから農家の方も農業生産者の方もいらっしゃいますので、芦屋町ほどそういうことを推進する地域は、やりやすい地域はないのではないかと個人的には思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

どうもありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

10分休憩いたします。再開は15時から。

午後2時51分休憩

午後2時58分再開

○議長 横尾 武志君

では、再開いたします。

次に、6番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。最後までよろしくお願ひいたします。

漁業を取り巻く環境は、環境の変化による漁獲量の減少、原油の高騰、後継者不足による高齢化など厳しい状況に置かれています。この芦屋町でも浜崎や柏原地区において、その切実な現実を目の当たりにすることができます。

そこで、質問要旨1、水産資源の減少や後継者不足などの対応施策として、芦屋町の漁協では現在ヒラメやアワビの放流事業を行っているが、その取り組みをお尋ねします。

続いて、質問要旨2、平成13年6月にオープンした海の駅は、オールシーズンに対応した観光施設として好評を得てきたが、漁獲量の減少等により年々売り上げが減少しています。今後の対応やその取り組みをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名、漁業振興について、要旨1、芦屋の漁協でのヒラメやアワビの放流の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず初めに、漁業施策につきましては、本町の漁業は小型船舶による沿岸漁業が主で、沖ノ島、白島周辺を漁場としています。漁業基地としましては、芦屋港湾及び柏原漁協を擁し、漁協形態としましては、それぞれ、釣り、刺し網漁業を主としております。また、漁業運営の効率性を高めるために、平成16年に、芦屋、柏原、岡垣の、波津の3漁協の合併により遠賀漁協が誕生しております。

近年は、水産資源の減少等の問題や漁協運営及び漁業所得の安定を図るため、「とる漁業からつくり育てる漁業へ」と放流事業を促進しております。平成4年から10年まではパイロット事業として、ヒラメやアワビなどの放流事業に取り組んでまいりました。平成11年より、遠賀漁協単独で放流事業を実施しているところであります。

過去3年間の実績としましては、平成21年度につきましては、アワビ1万3,000個、ヒラメ1万8,000尾、赤ウニ1万個、平成22年度、アワビ1万個、ヒラメ1万8,000尾、赤ウニ1万個、平成23年度、アワビ1万5,000個、

ヒラメ1万8,000尾、赤ウニ1万個を放流しております。

続きまして、要旨2、海の駅の今後の対応やその取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

まず、海の駅の建設の経緯につきまして、少しご説明をさせていただきます。平成3年に当時の柏原漁協が開始しました「柏原活魚センター」は、地域の活性化と漁獲物に付加価値をつけることを目的に始まりました。

その後、右肩上がりで売り上げを伸ばし、平成13年6月に軽食テラスを備えた海の駅を再建築しております。この建築に当たっては、福岡県が50%、町も25%の補助金を交付しております。

その後、遠賀漁協単独で食堂、厨房、トイレ等の増設を行い、それから売り上げは順調に伸びていき、平成17年度には1億7,300万円の売り上げを記録しました。しかし、近隣市町村において同様の施設の開業や漁獲量の減少などにより、売り上げは年々減少をし続け、平成23年度は8,900万円となっており、ピーク時の51%まで落ち込んでいるのが現状であります。経営主体が遠賀漁協であるため、まずもって経営体が経営努力を行っていかねばならないと考えております。

昨年度は、経費削減として大幅な見直しを行い、人件費の削減や仕入れ経費の見直し等を行い、健全経営ができるよう努力しているとお聞きしております。

町の取り組みとしましては、町外へのPRとして、海の駅を含めて芦屋町の観光を情報発信するとともに、メディアへのPRを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

要旨1について、2回目の質問をします。

いろんな取り組みについては、すべて漁業従事者、そして、その家族にとってプラスになっていかなければいけないと思いますが、町内の2つの地区で漁師の高齢化や廃業、廃船の話を目にします。今現在の遠賀漁業組合内の芦屋本所と柏原支所のそれぞれの漁師の数、正組合員、準組合員ありますね、総数、そしてその彼らの平均年齢をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

芦屋本所と柏原支所の正組合員及び準組合員について、ご説明いたします。

芦屋本所では、正組合員、準組合員合わせて39名、平均年齢は56.6歳、柏原支所では、正組合員、準組合員合わせて40名、平均年齢は64.9歳で、年齢構成を見ますと芦屋本所につきましては、30代8名、40代5名、50代4名、60代15名、70代以上7名となっております。

柏原支所につきましては、20代1名、40代1名、50代8名、60代17名、70代13名となっております。本所、支所あわせて、65歳以上につきましては65%という形で高齢化が進んでいる状況であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

国が5年に一度出してます、「漁業センサス」というものがありますが、2008年度版、これ男子の自営漁業就業者数、わずか11万2,000人のうち、55歳以上の割合は7万9,000人、これ、70%になります。で、20年後には自営の漁業者は今の30%程度にまで減少するものと予想されています。芦屋町でも全く同様の傾向でして、両地区総数79名でしたか、かなりこの、高齢化が進んでいます。

そこで、この7、8年前ぐらいから長老がおやめになったりとか、棒受けですか、網漁などをやっているとところが廃業、廃船して、後継者である若手が丘に上がって新たに就職についたりとか、そういう事態を耳にしています。こういった状況は担当課では把握しているのでしょうか、お尋ねします。

それと、浜崎と柏原のそれぞれの水揚げ高、その合計をお伺いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

後継者の、まあ、やめられたという形につきましては、状況的には、詳しいことについては担当課のほうでは、申し訳ございませんが把握はしておりません。

2番目の芦屋本所と柏原支所の水揚げ高についてご説明をいたします。

水揚げ高につきましては、芦屋本所は1億3,963万8,000円で、内訳につきましては、イカ釣りが5,520万6,000円、一本釣り4,835万8,000円、ごち網3,030万8,000円、刺し網158万8,000円、その他の漁法の合計で418万1,000円となります。

柏原支所につきましては、水揚げ高9,337万2,000円で、内訳につきましては、イカ漁2,668万6,000円、一本釣り1,490万9,000円、ごち網281万8,000円、建て網831万2,000円、かご漁業1,266万4,000円、その他の漁法で1,572万1,000円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

水揚げ高についてですが、これ、計算すると、組合員1人当たりになると300万円ぐらいなんですよね。まあ、これは職人の世界だから稼ぐ人は大手の企業の部長さんぐらいはある方もいますが、これは上位5本指に入ればサラリーマンをするよりかはいいかもしれません。しかし、この水揚げ高から燃料代やテグスなどの道具、各種支払いがありますね。それに、燃料、ここ10年ぐらいで倍以上になっていますね。減免措置あるでしょうが、聞くところによると1リットル当たり30数円だったのが、現在86円で2倍以上も高騰しています。

水揚げも減っている中で、魚の値も下がっている。それに、利益は10年前よりも半分以下に縮小している状況です。これでは、その漁師の子どもたちは、まあ、親の苦勞を見て育ってるわけですから、苦勞は多くてもサラリーマンより稼げるなら漁師として後を継ぐでしょうが、今は時代が変わって、以前のようにどんぶり勘定ではいけない時代です。GPSとかにこう、打ち込み作業、まあ、緻密な作業はですね、あと仲買さんとの連絡や交渉、そしてそのハイテク機器の導入など設備投資があります。また、その船を新しく建造するとすると、これは10年で償還して

いかなきゃいけないということで、半分ぐらいは頭金入れなきゃいけないと、3,000万円とかいうような話を伺っております。漁師を継ぐというのは本当、大変厳しい実情だと思います。

そこで、安定した収入を得るための「とる漁業からつくり育てる漁業へ」の取り組みの中で、芦屋町は県と協力してこれまで養殖や放流事業、取り組んでいますなかなか結果は思うように出てないようにあります。以前、ヒラメの養殖を積極的に取り組んでいると、まあ、これは事業化するんだということを聞いたことがありますが、現在はどのようになっておるのでしょうか、お伺いたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

ヒラメの中間養殖事業につきましては、平成15年に終了してございまして、その後は漁協単独での放流事業が主という形で、最初に答弁させていただきましたとおりの放流の実績という形になります。

以上になります。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

ヒラメの養殖については、まあ、疫病対策が大変難しいと聞いてます。で、今現在取り組んでいる放流事業、やるからには商業ベースに乗っていけるよう、採算とれるように取り組んでいただきたいと思います。芦屋町からも後押しをお願いしたいと思っております。

余談であります。冬に、糸島あたりをドライブするとカキ小屋が盛況であります。これは地元産のカキの養殖を使っていると聞いております。最近では、福岡でもこのカキ養殖の試験的な取り組みを始めたと聞いてます。芦屋、柏原では穏やかな海岸線だからちょっと難しいと思いますが、カキ養殖には適しているとは思えんですが、今の厳しい状況をこう打破するには、「つくり育てる漁業」として何か試行していかなければいけないと思います。ここに、新たに問題提起したいと思えます。冬の漁は大変厳しいと誰もが知っているんですが、しかし、全国的にはホタテやカキの養殖で、これが成功して漁業と収入と比較的安定しているところがあります。そういった地域にはちゃんと後継者が育っております。

次に、観光型漁業の施策として推進している海の駅についてお聞きします。

筑前あしや「海の駅」、このネーミングは大変すばらしいですよ、これ。ヨットやクルーザーで旅している人がこう、釣り客が立ち寄りたりとか、地元の海産物を物色したりする中で、隣接のレストランで食事でもしようか、家族で海鮮バーベキューでもしようかとそんな気分をさせてくれますが、しかし、オープンして10年経過して売上げのピークも半分近くも落ち込んでいるという、そういった状況の中、こちら、事業としては大きく2つに分けられると思うんです。レストランでの飲食物の提供と地元の飲食店に卸している小売などの、物販ですね、魚の販売に分けられると思うんですが、平成23年度の売上高8,900万円、その中で、レストランでの売上げと生けすや物品などの販売の割合を教えてくださいませんか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

平成23年度の売上高の8,900万円の内訳について、ご説明いたします。

活魚販売につきましては2,334万9,000円になります。干し物関係につきましては1,455万7,000円、食事部門5,124万9,000円となっております。対前年比率で12.8%の減という形にはなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

これ、やっぱり魚の直売よりかレストランの売上げがメインとなっているんですね。こちら、ここのレストラン、海鮮バーベキューが売物のレストランですが、僕は結構好きでよく行くんですよ。で、町外の方をつれていくと大変喜ばれます。

定食メニュー、これは豊富にありまして、まあ、ちょっと刺身定食なんかは1,680円と確かに高いんですが、しかし、この、ボリューム感があるんですよ。まあ、漁師が豪快にこう盛り付けして、海の男感があります。ワンコインで昼食を済ませているサラリーマンにとってはちょっと不満があるでしょうが、これは観光客に特化すればそれはそれでいいと思うんです。しかし、この、最近、売りであるボリューム感が少しなくなってきて、値段と比べるとちょっと不満が残っているんですが、これは利益に走ってるなという感じがしまして、何かあったんだろうと思ってる所でございます。

また、直売されてる魚は地元のものが少ないようにあります。生きたイセエビなんかがありますが、これはもちろん仕入れてあるんですよ。また、それを活かしてある生けすの維持管理、これ大変だと思うんですよ。プールのような生けすが幾つかあって、まあ、見た目、コストパフォーマンス的にはそれは圧倒されますが、子どもさんから見たら水族館があるような感じがするでしょうが、ただ、その水温を一定にするために、これは夏場の電気代など大変なコストがかかっていると思います。

今、地元の魚が、水揚げされた魚があるというか、市場から仕入れてくる魚が泳いでいると、それなら必要な量だけ仕入れればいいんじゃないかなと思っておりまして、また、生けすもあんなに大きくななくてもいいんじゃないかと思えます。普通、大体漁協が直営で直売所をやっていると聞けば、すべて地のもと考えちゃいますよね、これが宗像の道の駅との違いじゃないのかなと。で、まあ、売上げが落ち込んでいる要因だと思います。

生けすの中が地元の魚でいっぱいになる。これが、本来漁協が取り組むべき直売所の姿じゃないかなと、生きてる魚買えるんだと。漁協の直売所、生きてる魚がいつでも買えるという、そういう直売所を構築していったらいいと私は思っております。

そこで、今年度観光基本構想をつくるということを予算計上されました。堂山周辺整備をどうするか、これは、海の駅の今後を左右する重要な課題になってくると思います。「柏原漁港を漁業ゾーンとレクリエーションゾーンとの区分をし、漁業者や観光客などの利用向上を図る」と、第5次総合振興計画の中で記されています。今後の町の対応についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今年度観光基本構想を一応作成するようしております。その中で、田島議員さんが言われましたとおり、第5次総合振興計画の中で、漁業の基盤整備として柏原漁協を漁業ゾーンとレクリエーションゾーンに区別して、観光客の集客等を図りたいというふうに考えております。これにより、この堂山一帯を含めた海岸線や「芦屋釜歴史の里」、「マリンテラスあしや」、魚見公園等の周回性も向上したいというふうに考えております。これにより観光客などの交流人口がふえ、ひいては海の駅に多くの方が来場してくれるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

国の水産白書、それでも、「漁業・漁村の活性化のためには、漁村の新鮮な水産物、優れた自然環境、伝統文化等、地域資源を活用し、その魅力を向上させることが重要」とあります。これは、まさに我が町の伝統的なシンボル——堂山を中心にいそ遊びができる、釣りができるエリア、例えば釣り桟橋や釣り公園などが整備されれば、そこでとれたもの釣ったものを海の駅で調理してもらったり、今も実際やっているとありますが、そういう環境整備、漁港の整備が進めば大々的に海の駅をアピールできますし、オールシーズンに対応できる観光振興策として、いわれているような交流人口の増大に寄与できるんじゃないかと僕は信じております。

で、これから取りかかる観光基本構想の中では、このあたりをしっかりと明記していただきたいと思います。

最後に、町長にご所見を伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に、まずは後継者の問題でございますが、非常に悩ましい問題でございます。芦屋町にとりまして、田島議員も先ほど来言われておりますように、やはり芦屋といえば海、海といえば魚というふうに昔から代名詞になっております。そして、その後継者がだんだんもう少なくなってきておる。まあ、全国的な傾向ではあるんですが、漁業に限らず農業従事者の方もそうなんですが、その辺、できるだけ芦屋町とすればいろんな形の中で、今も行政としてできる応援はさせていただいておるつもりでございます。

それから、観光基本構想につきましては、本年度もコンサル委託ということに、予定でございます。今、まさに言われたように、これはまだ今コンサル委託しております。コンサルがどのような形で上がってくるかわかりませんが、まさに、やはり堂山の入り口から左側に、何ですか、板をこう、ひいて歩けるようにして、洞山まで。それから、港から上は釣り公園ができればいいなというような、これはもう私が個人的な考えなんです。ただ、そこにいわゆる漁協組合との話し合い、生産者との、地元の話合い等があると思います。そして私は、それは、そういうことを組合にもう委託するという事で後継者の方のやる気を促すという形にできればなと思っております。

それから、前々から、もうこれも個人的なことなんです。昔は海水浴場にぎわっておったんですが、あそこにプレジャーボートの係留をしていただいて、で、その係留費、そこも組合に管理委託していただいて、と

すればその遠賀漁協としての資金が生まれて若い方もそこに残って、従事者の方も後継者の方もやる気を起こすのかなと、これはもうあくまでも個人的な考えでございます。

まあ、どういう形の中でコンサルが上げてくるかわかりませんが、やはりそこは漁業従事者の生活のことも考え、それから芦屋町の観光の目玉になればなと思っておるわけでありまして。

それから、海の駅の件につきましては、もう、これ、私できた当初からよく知っております、前組合長は休み返上して、土日一生懸命されておったわけですが、やはり、先ほど課長が言いましたように、近隣に――一番大きなのはやっぱり宗像の道の駅、かなり道の駅の影響が大きいのかなと思っておるわけですが、類似したものが若松地区の海岸のほうにもできておるといふことですので、やっぱり分散して、できた当初はテレビ局も何度も来て、マスコミ関係も押しかけておったんですが、まあ、この頃マスコミも取り上げてくれないということですね、なかなか厳しいものがあるわけですが、そういう面で観光という形の中で芦屋に人が来、そして、そこで食事をして帰っていただくというのが一番芦屋にとって望ましいことなんです、そういうことにつきましても、スポットを一つずつつくって行って、芦屋に来て、滞在型という形の中で推し進めるのが芦屋の観光政策ではないかと思っております。まあ、田島議員、るるおっしゃられた考えは共通するものがあるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

ぜひ、海の町芦屋、観光立町芦屋の再生のために力を注いでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 27 分散会